

第1日目（3月3日）

○議 長（清塚武敏君） こんにちは。傍聴の皆様、お忙しい中、ありがとうございます。

ただいまから、令和7年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。

また、新潟日报社より写真撮影、録音の願いが出ていますので、これを許可いたします。

○議 長 本日の会議は、議事日程（第1号）のとおりといたします。

〔午後1時30分〕

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号7番・中沢道夫君及び議席番号8番・永井拓三君の両名を指名いたします。

〔「7番、了承」「8番、了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月21日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月3日から3月21日までの19日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務部長。

○総務部長 定例会の初日の冒頭、貴重なお時間を頂戴いたしまして大変申し訳ございません。既にお渡しいたしました議案書に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

最初に、第34号議案 上町小規模保育園の指定管理者の指定についての議案書を本日お配りした丸正に差し替えていただきたいというものでございます。理由は、議案資料として添付している事業計画書の7ページ、6、団体の概要の表中、役員等に関する事項にある理事の方のお名前うち、2段目の先頭の方のお名前が誤っていたものでございます。丸正にあるお名前が正しいものとなります。大変申し訳ありませんでした。

続きまして、本日お配りした正誤表についてご説明いたします。第9号議案から第15号議案、資料2として既にお渡ししております総合計画実施計画と令和7年度予算の資料について、5ページの表中、上から3番目の予防対策事業費の事業内容欄の説明が誤っておりましたので、正誤表のとおり訂正をいただきたいものでございます。

以上となります。

いずれもこちらの確認が不十分であったものです。以後このようなことがないように、さらに気を引き締めて精査してまいります。誠に申し訳ありませんでした。

○議 長 日程第3、諸般の報告、監査結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長施政方針及び行政報告を行います。
市長。

○市 長 それでは、よろしくお願ひいたします。令和7年3月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日頃より市政にご尽力いただいていることに対しまして、深く敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

ここで、令和6年12月議会定例会以降の経過等につきましてご報告申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する私の所信を申し上げたいと思います。少し先にお配りしたものと変わっているところもありますので、よろしくお願ひします。

はじめに、今冬の令和7年豪雪についてであります。このたびの雪害により被災をされました市民の皆様、また大変な思いをされている皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。南魚沼市では2月8日に南魚沼市大雪警戒本部を立ち上げておりましたが、2月20日午後3時10分に南魚沼市豪雪対策本部を設置することを決定し、新潟県に対しまして災害救助法の適用を申請することといたしました。その後、同日の19時30分に南魚沼市全域に災害救助法が適用されたところであります。

災害救助法の適用は当初3月1日まででありましたが、現在これを3月10日まで延長。災害救助法の適用範囲内で障害物の除去——これは主に高齢者世帯等の屋根除雪等がやはり最もだと思っております。こういう障害物の除去を進めているところであります。また、これと併せ、市の単独事業で行政区の皆さんに対する除雪機械借用等の補助制度を実施して対応しているところでありますので、よろしくお願ひします。災害救助法の適用を受けた対応につきましては、引き続き同法の趣旨に沿って市民の安全・安心のため、その確保に努めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。戻ります。

それでは、第一に保健・医療・福祉についてであります。

子宮頸がん予防のためのHPVワクチンのキャッチアップ接種等につきましては、令和6年夏以降の大幅な需要増加により、公費助成の対象となる令和7年3月末までに接種が完了していない人がおりました。そのような状況を踏まえまして、公費による接種の期限を令和8年3月末まで延長する経過措置が設けられましたので、対象者の方々に周知するとともに、延長期限内の接種を勧奨いたしましたのでよろしくお願ひします。

予防接種、乳幼児健診のデジタルトランスフォーメーションにつきましては、BCG予防接種予診票と1歳6か月児健診問診票を2月からデジタル化し、スマートフォンで入力・提出が可能となっております。

自殺対策につきましては、コロナ禍で開催が困難だった集合形式による地域で心のサポートを考える会を、医師会、また地域づくり協議会のご協力の下、関係各機関と連携し開催しております。

病院事業につきましては、高齢化の進展及び生産年齢人口の減少を見据えまして、南魚沼市における医療の再々編の第二段として、在宅療養を支援する拠点となる南魚沼市民病院の訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所などの機能を1か所に集約した南魚沼市民病院附属の在宅療養支援センターを、令和7年3月に西泉田地内に開設すべく準備を進めているところであり、今定例会に関連する条例案を提出しておりますのでどうかよろしくをお願いします。

また、南魚沼市民病院では、混雑が絶えない外来診療科の診察室及び呼出しの表示盤を増設しまして、ご高齢の患者さんからも分かりやすく受診ができるようにするとともに、待ち時間の負担軽減を図ることで、患者さんの満足度の向上に取り組んでいるところであります。

一方、令和6年12月20日に開設した南魚沼市民病院附属石打丸山スキー診療所につきましては、昭和大学医学部整形外科や地元の関係者との協力によりまして、年末年始を含め3月末まで無休の運営を予定しております。週末や祝日には15人程度の患者さんが診療所を受診しておりまして、骨折や脱臼しているケースも多いということから、一次救急を速やかに施すことによって安心して安全な観光客の皆さんの受入れを支援するとともに、周辺医療機関の冬期外傷による混雑の緩和にも寄与しているものと強く感じております。

また、昭和大学の支援により連日2人の医師によって診療しておりますが、上席の専門医は平日の午前中に市民病院で主に初診外来を担当してくださっておりまして、この結果、整形外科外来の受付制限をなくすことができているので、非常によかったと思っております。

子育て支援関係につきましては、統合石打保育園の改修工事を完了し、新年度に向けて準備をしています。第3期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画は、南魚沼市子ども・子育て会議での意見聴取や、パブリックコメントから意見を最終案に取り入れまして、令和7年3月に公表する予定であります。そのほか、上町小規模保育園、認定こども園めぐみ野こども園の指定管理者を選定し、今定例会に提案いたしましたのでよろしく願いいたします。

福祉関係につきましては、令和6年度南魚沼市価格高騰緊急支援給付金——これは3万円、令和6年度子育て加算給付金——これは2万円、及び福祉灯油購入助成費の支給に向け準備を進めています。また、令和6年度第2回となる南魚沼市高齢者施設及び障がい者施設緊急支援事業補助金につきましては、高齢者施設で27法人、障がい者施設で10法人への支給を予定しています。

介護保険関係につきましては、第9期介護保険事業計画期間中に整備を予定している認知症対応型の共同生活介護——グループホームのことですが——につきまして12月に公募を行い、2月6日に開催されました地域密着型サービス運営委員会において事業者の選定を行ったところであります。

次に、教育・文化に移ります。

中学校の部活動の地域移行につきましては、令和6年12月から令和7年1月にかけて、種目ごとの専門部会を開催したところであります。市の地域クラブ認定基準を策定しまして、認定申請を勧めるとともに、令和7年度の活動計画などについて検討を行っているところであり

ます。

中学生の海外派遣研修事業につきましては、来年度も生徒の派遣先をアメリカ合衆国ワシントンD. C. 及びニューヨークとして、引き続きニューヨーク新潟県人会の大坪会長様にご協力をお願いしております。中学生 12 人、高校生 4 人の募集に対しまして、中学生からは何と 36 人、高校生からは 4 人の応募がありました。子供たちの注目の高さは継続していると考えておりまして、海外での体験活動を通じて異文化への理解を深めるとともに、それぞれの気づきが自らの人生によい影響を与える機会となるように取り組みたいと思います。

生涯学習の推進につきましては、子供対象の各種教室や高齢者対象のスマホ教室など、各世代に応じた事業を実施しております。

文化施設の整備につきましては、文化資料展示館——これは池田記念美術館のことです。この 2 階の LED 工事が完了したところです。令和 7 年度に残りの照明の工事を予定しております。これが完了しますと全館の照明が LED となることとなります。

生涯スポーツの推進については、今シーズンは降雪が早く、欠之上クロスカントリーコース及びガンホーモンスターパイプは予定どおり開設することができました。冬季スポーツの練習や大会の場となる貴重な施設として、多くの方に利用されています。

12 月議会定例会で承認をいただいた——ここは少し文章が変わりますのでお願いします。12 月議会定例会で承認をいただいたスキー場リフト 1 日券の市民割引券の利用状況は、2 月 20 日現在で 654 件（3 月 4 日訂正発言あり）になっておりまして、健康ポイントの LINE 登録も新規分が増加しています。冬季間においても屋外で体を積極的に動かし、健康増進につながるよう取組を進めています。

2 月 16 日に開催されました第 46 回ノルウェー大使杯争奪スキー大会には、令和 5 年度に続きましてクリスティン・イグルム駐日ノルウェー王国特命全権大使よりご臨席をいただきました。大変光栄に存じます。今後もスポーツを通して姉妹都市や国内の友好都市との交流を深めながら、冬季のスポーツの推進に取り組んでまいります。

次に、環境共生についてであります。

可燃ごみ処理施設整備事業につきましては、1 月上旬から後期工事に着手しています。令和 5 年度繰越明許費に係る工事を含め、3 月中旬の完了を予定しております。

新ごみ処理施設整備事業につきましては、施設規模や事業者の選定方法等について外部有識者のご意見を伺いながら、事業者選定に向けての業務を進めています。令和 7 年度に予定しています事務所棟の解体工事に先立ちまして、新たな管理事務所の建設工事を 1 月に発注したところでありまして、5 月末を目途に管理事務所を移転する予定であります。

地盤沈下対策については、2 月に入り強い寒波によるまとまった降雪で地下水位の低下が続いたことから、地盤沈下警報を発令し地下水の節水を呼びかけるとともに、地下水パトロールを実施して不要な散水の防止に取り組んでいます。

環境施策の取組について申し上げますと、市役所本庁舎の駐車場に太陽光発電パネルを使用した発電設備を設置いたしました。公用車の EV 化や庁舎における夏季の電力使用量の抑制に

つなげてまいります。なお、この太陽光発電パネルはカーポートを兼ねておりまして、屋根つきの障害者専用の駐車スペースやEV公用車の駐車・充電スペースとして利用してまいります。

また、南魚沼市地球温暖化対策実行計画——いわゆる区域施策編であります。この策定につきましては、環境審議会を12月と2月に開催しまして審議をいただきました。3月末の公表に向け、現在作業を進めているところです。

雪資源活用事業につきましては、官民学連携の研究組織「雪の勉強会」の特別公開講演会として、「選ばれる雪国の戦略」をテーマとしまして2月21日に開催しまして、雪を活用したまちおこしのパイオニアで、大先人であります旧安塚町長——元新潟県議会議員でもありましたが、矢野学様の講演やパネルディスカッションを行いました。会場には、市内で雪室施設を有する事業者などを含めまして、大変有意義な勉強会となったところであります。

次に、都市基盤についてであります。

公共交通体系の確保・維持については、2月上旬に帯状の雪雲をつくり出すJPCZ——日本海寒帯気団収束帯——により警報級の大雪が続いたことから、国土交通省北陸地方整備局とNEXCO東日本では、大規模な車両滞留を発生させないよう予防的措置として国道17号と関越自動車道の同時通行止めを実施、また集中除雪作業を行いました。その際であります、六日町インターを退出した——インターから出た車両や、通行止め地点から引き返した車両などは、新潟県・NEXCO・国土交通省と11月28日に締結をしておりました災害時の緊急避難所確保協定により、イオン六日町店の駐車場の一部を待避所として利用したため、大きな混乱はありませんでした。前もっての準備が非常に功を奏したと考えております。

国土交通省の直轄国道事業について申し上げます。令和6年度補正予算において、国道253号八箇峠道路に1,000万円、国道17号交通安全対策——これは塩沢地域の上一日地区にある歩道整備であります——に1億7,000万円の配分がありました。今後も円滑な事業の実施に協力するとともに、早期の全線開通に向けた要望を続けてまいりたいと思います。

交通安全対策の推進につきましては、令和6年中に6件起きてしまいまして、6人の方がお亡くなりになる交通死亡事故が発生してしまいました。直近10年間で最も多い件数となっております。それぞれ南魚沼警察署の主導で緊急対策が実施され、交通事故防止を呼びかけたところです。引き続き南魚沼警察署や交通安全協会などと連携して、日頃の交通安全意識の醸成により一層努め、交通事故防止活動に取り組んでまいります。

水道事業につきましては、発注した施設や管路工事は順調に進捗しております。藤原配水池浄水施設築造工事及び三国川頭首工におけるバイオアッセイ設備工事が完了しました。また、継続費の畔地浄水場非常用自家発電設備更新工事は3月中の竣工を予定して進めております。

下水道事業につきましては、直営で進めてきました改定版、下水道事業経営戦略の策定が完了しまして、令和6年度末の公表を予定しています。六日町処理区の内水浸水想定区域図策定業務につきましても、令和6年度中に完了する見込みとなっております。また、決算見込みにおいて補填財源に不足が生じることから、今定例会に補正予算を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、産業振興であります。

水稻——稲の作柄につきましては、魚沼を含む中越地域で令和6年産米の作況指数が99の並であります。10アール当たりの収量は529キログラムとなりました。JAによる農産物検査実績では、1月23日現在で個袋・カントリーを含むコシヒカリの1等米比率は80.6%となりました。

令和5年産米に比べて大きく品質を回復できたことに加えまして、食味値も高いことや、当市やJAで販売促進やPRに共に取り組んできたことから、JAで集荷した令和6年産米は順調に販売できているということでもあります。

観光振興につきましては、12月上旬からの順調な降雪により、7か所のスキー場が年末年始の営業を行うことができました。年始までの入込客数であります9万5,571人、対前年比で申し上げますと119.16%、対前々年比——前の前の年ですけれども、105.27%となりました。

道の駅南魚沼の再整備事業につきましては、1月30日に市民の皆さんにおいでいただく形での市長懇談会を開催しまして、28人の参加者の方々から多くの意見をいただいたところです。また、再整備後の運営事業者を設計段階から選定するために、広く民間事業者から意見及び提案を求め、管理運営に関するサウンディング型の市場調査を2月4日から2月6日まで実施しました。

イノベーション推進事業については、南魚沼市チャレンジ支援事業補助金で3件が書類審査を通過しまして、2月19日に審査会が行われましたが、この事業構想や調査研究内容のプレゼンテーションを行ったところです。また、にっぽんの宝物JAPANグランプリは、全国大会に市内3事業者が出場したところであります。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

第2次南魚沼市総合計画につきましては、1月8日の総合計画審議会で、令和7年度から令和9年度までの実施計画についてご審議いただきました。また、ふるさと納税の果実分を積み立てたふるさと応援活用基金を活用して実施する事業についてご審議をいただき、いずれも異存がない旨の答申をいただいたところであります。

また、第2次南魚沼市総合計画の計画期間が令和7年度で終了することから、令和8年度からの10年間を計画期間とする第3次南魚沼市総合計画について、策定方針を説明いたしました。私ども庁内では、主に各部署の係長クラスで構成する策定部会を設置しまして、施策の振り返りによる計画の見直しを行いながら策定を進めることといたしております。

地域活動支援事業として実施していますふるさとワーキングホリデーにつきましては、大学生の春休み——2月6日から3月23日に合わせまして、2週間サイクルですが3回の事業を実施しています。各回ともにおおむね定員となる10人の参加をいただきまして、大変好評いただいているところであります。

ふるさと納税推進事業について申し上げます。令和6年12月31日現在で寄附件数が17万522件、これは前年度比で109.9%でありました。寄附額としては67億1,024万8,000円、これは前年度比で申し上げますと130.7%であります——となりまして、早くもこの時点で前年

度の実績を上回ることができておりました。また、2月末時点の寄附額で申し上げますと、対前年度比127%で推移していきまして、69億6,000万円を超えております。これもひとえに寄附者の皆様の多大なる応援によるものであります。この場をお借りしまして、改めて深く感謝を申し上げたいと考えております。

令和6年度一般会計補正予算（第7号）及び一般会計補正予算（第8号）を専決処分いたしましたので、今定例会でご報告いたします。

令和6年度一般会計補正予算（第7号）は、機械除雪費の増額が必要となったことから1月31日付で専決処分としたものです。12月から1月にかけて断続的な降雪により、1月30日時点での予算残額というのが約8,000万円となりました。2月初めからこの冬一番の寒波が来るという予報もあったことから、過去の降雪の状況を踏まえまして5億円を追加し、市民生活に影響を及ぼさないよう万全を期することといたしました。歳入は、社会資本整備総合交付金に1億円、残りの4億円を財政調整基金からの繰入れで調整をしたところであります。

以上により、歳入歳出予算の総額を459億6,028万3,000円といたしました。

令和6年度一般会計補正予算（第8号）は、機械除雪費についてさらなる増額が必要になったことから、2月20日付で専決処分としたものであります。

機械除雪費については、先ほど申し上げました一般会計補正予算（第7号）の専決処分で5億円を追加したところでありましたが、2月上旬の寒波の期間が長かったこと、また、2月17日から再度の寒波の襲来によりまして、2月19日時点での予算残額が1億3,000万円ほどになっておりました。この寒波がさらに居座るとの予報が出ているという状況から、2月20日に豪雪対策本部を立ち上げ、道路除雪について万全を期すこととし、新たに2億円を追加したところであります。財源は、社会資本整備総合交付金に1億円、財政調整基金からの繰入金としてさらに1億円で調整したところであります。

以上により、歳入歳出予算の総額を461億6,028万3,000円としたところであります。

今定例会に一般会計補正予算（第9号）を提出したところであります。主な内容としましては、歳出では、ふるさと納税に係る諸経費を調整しました。ふるさと納税寄附金は、1月末時点で68億円を超えるご寄附をいただいているということから、その歳入見込額を計上するとともに、ふるさと応援活用基金に24億6,433万円を積立てします。またそれぞれの事業の執行状況によりまして、**不用額**を減額しております。

歳入では、普通交付税の再算定による追加交付額の確定によりまして3億991万円を追加し、財政調整基金繰入金のうち、4億7,500万円を減額することができました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ29億2,261万9,000円を追加し、総額を490億8,290万2,000円としたいものであります。

なお、年度内に事業が完了しない見込みである17の事業について、当該事業の未執行予算18億1,211万9,000円を、翌年度に繰り越して執行ができるよう繰越明許費に追加計上するとともに、既に議決をいただいている2つの事業について変更したところでありますので、よろしく願いいたします。

次に、新年度当初予算編成に当たり、私から所信の一端を申し上げたいと思います。

政府は新年度予算において、経済財政運営と改革の基本方針 2024 で示された経済・財政新生計画に基づいて、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会の実現のために、生産性の向上や労働参加の拡大などを通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環の拡大を図るとしています。また、地方財政においては、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準を確保することとしています。

南魚沼市においては、課題であります財政指標等については、実施計画ローリングと財政計画に基づき確実に進めてきた結果であります。実質公債費比率、将来負担比率ともに改善し、起債残高も着実に減少しております。しかしながら、景気動向及び急速に進行する人口減などの影響によっては、容易に財政状況の悪化を招きかねないことから、予断を許さない状況にあると認識しています。

市政への要望や課題はもちろん山積しておりますが、持続可能な財政運営を念頭に、着実な市政運営を進めてまいりたいと考えております。

歳入では、市税につきましては、経済情勢等を踏まえ算定しました。譲与税、交付金、地方交付税につきましては、国の地方財政計画の見込み、増減率など基準財政需要額への影響を踏まえた推計を行って算定しています。また、国県支出金その他の特定財源は、歳出の各事業に基づき適切に計上したものと思っております。

歳出では、総合計画実施計画のローリングに基づき、主要な施策を着実に進捗させるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく大規模改修や不用となった公共施設の解体除却の費用、また新たな取組に必要な経費を計上しました。

また、全国の皆様からご寄附をいただいているふるさと納税を活用し、令和6年度に引き続き道路整備なども含めインフラ整備の充実を図ってまいります。

以上を踏まえまして、令和7年度一般会計予算を、過去最高額であります総額425億6,000万円、前年度比では30億円、7.6%の増で編成しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、新年度の主な事業概要についてご説明を申し上げたいと思います。第1に保健・医療・福祉についてです。

保健関係につきましては、市民お一人お一人が主役となり、自分の健康は自分でつくるを意識しながら実施できる健康施策を健康推進員、食生活改善推進員、筋力づくりサポーター、地域づくり協議会の方々、その他も含めまして協力をいただきながら推進してまいります。

そのための方策としまして、第1に、より一層の健診受診の勧奨に努めてまいります。新型コロナウイルスの感染拡大のため減少した受診者数は回復傾向にあるものの、令和元年度の受診率まで回復ができていないということでありまして、より一層の受診勧奨に努めてまいります。また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施を引き続き推進してまいります。

第2としまして、予防接種事業及び母子保健事業の充実を努めてまいります。予防接種については、令和7年度から定期接種化される带状疱疹ワクチンの情報を市民の皆さんへの確にお知らせし、正しい知識の普及啓発と接種率の向上を進めてまいります。小児インフルエンザワ

クチン及びおたふくかぜワクチン接種の費用助成を開始したいと考えております。母子保健につきましては、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援をするため、乳幼児健診や療育支援の充実など健全な子育て施策に取り組みたいと思います。不妊治療、不育症治療への助成を継続しまして、妊婦健診につきましては、現行の 14 回から出産までに費用助成の回数を増やしていきたいと考えております。

第3としまして、大きな課題であります自殺対策について、県や医療機関などの関係機関、地域づくり協議会や教育現場とともに連携しまして、活動強化を図っていききたいと考えております。これまでの高齢者対策に加えまして、働き盛り世代の男女、また若年層対策にも引き続き取り組むほか、ゲートキーパー研修、相談窓口の周知や、アルコール等依存症者への支援としての居場所づくりなどの事業を進めてまいりたいと考えております。

地域医療体制の充実についてであります。ゆきぐに大和病院を無床診療所とした令和6年11月以降、南魚沼市民病院においては病床稼働率が100%を超える日もあるなど、高い病床稼働率で推移をしております。既に令和6年7月に4床の増床を行い対応してきたところでありますけれども、今後も在宅療養を支援する病床の需要の増が見込まれることから、さらに既存施設の一部を改修して8床増床する計画を進めております。2月に開催されました地域医療構想調整会議——県が行うものですが——これにおいて、在宅医療の支援やレスパイト入院機能などを強化するために地域包括ケア病床を増床することなどの説明を申し上げ、圏域内の関係機関からも了承を得ておりまして、令和7年度前半の運用開始を目指しまして許可権者であります新潟県知事との協議などの準備を進めております。

新健診施設の建設についてです。予定どおり3月から工事を再開して、鉄骨の建て方を始める予定であります。ゴールデンウィーク頃には建物の大きさが分かる程度の進捗になると考えており、市民のご意見等を伺いながら施設の名称を決定したいと考えております。

一方で施設の老朽化が進んでいる大和地域包括医療センター——旧ゆきぐに大和病院です——につきましては、南棟部分を魚沼基幹病院の駐車場として利用するという平成28年の新潟県との覚書がありまして、早期に実行する必要があることから、骨太の全体計画に沿って令和9年度中のオープンを目指して移転の準備を進めておりまして、令和7年度の当初予算において設計関連の費用を計上しておりますので、どうかよろしく申し上げます。

常勤医師の確保につきましては、新健診施設の開設に向け、新たに健診分野の権威と言われている方から就任いただくとともに、地域の医療ニーズに対応するため、さらに緩和ケア内科、腎臓内科、消化器外科及び精神科を専門とする常勤医を1人ずつ、合計で5人の方を確保することができました。市民が必要とする医療機能の充実、安定化に大きく寄与するものと考えているところでございます。

子育て支援関係につきましては、第3期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画などの様々なニーズ調査において、子育て世帯からの経済的負担の軽減を求める意見が多数あることなどを踏まえまして、新年度から保育園・認定こども園などの保育料及び副食費の完全無償化に取り組んでまいりたいと考えております。

そのほか、国においては、こども施策に社会全体で総合的かつ強力に実施をしていくための包括的な基本法として、令和5年12月にこども未来戦略、こども大綱が閣議決定されており、新潟県でも令和7年3月に新潟県こども計画が策定されるということでもあります。南魚沼市も国・県の計画を勘案させていただいて、南魚沼市子ども計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと思います。さらに、令和8年度からとなりますけれども、子ども医療費——これは保険適用分であります。子ども医療費の小学生から高校生までの外来・入院ともに自己負担分が今までであったわけではありますが、この全額助成をするという制度を拡充したいと考えております。また、妊産婦医療費助成の入院分においても、通院と同様に受給者証を窓口に提示していただく助成が受けられるような申請者の負担軽減につながる取り組みでまいりたいと思っております。

福祉関係につきましては、第4期障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の2年目となっております。基本理念である「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」を目指しまして、引き続き障がい福祉サービスの提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に取り組んでまいります。

障がい者の社会参加の促進につきましては、市全体の障がい者の法定雇用率の達成に向けて取り組みます。また、ワークステーションを中心に事業所としての法定雇用率の達成——これは市が事業者としての法定雇用率の達成に向けても引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

介護保険関係につきましては、第9期介護保険事業計画の中間年に当たっています。次期事業計画策定のための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を実施します。介護人材確保緊急5か年事業——現在行っておりますが、これは最終年度となります。令和7年度は介護事業所への新規就労や移住・定住、またはカムバックした就労者への支援金の拡充を行います。さらに、国家資格であります介護福祉士の資格取得のための試験対策講座の費用を新たに支援対象といたしまして、引き続き介護人材確保につながる支援を継続してまいります。また、介護施設の大規模改修緊急5か年事業については、令和6年度に改修希望のありました3つの施設につきまして事業を進めてまいります。

国民健康保険事業であります。平成30年度の国民健康保険制度改革により南魚沼市では国民健康保険税率を若干引き下げることができまして、これまでこの制度改正から7年間、その税率を維持してまいりました。しかしながらであります、被保険者の高齢化に伴う医療給付費の増嵩が非常に大きくなっておりまして、所得の減少などにより税率の見直しを行わざるを得ない状況となっております。2月20日の国民健康保険運営協議会にお諮りさせていただき、ご承認をいただいたところです。今定例会に南魚沼市国保税条例の一部改正案及び見直し後の税率による新年度予算案を提出しております。被保険者の皆様には、今後の安定した国保財政の運営のため、何とぞご理解いただきますようお願いをしたいと思いますと考えております。

後期高齢者医療制度につきましては、団塊の世代の多くの方々が移行したということから被保険者数が増加し給付費等も伸びております。高齢者の健康寿命の延伸を目指して予防事業に

重点を置き、高齢者の健診や歯科健診、また人間ドック費用の助成を行うなど、医療費の適正化に資する取組を継続していきたいと考えております。

第2に教育・文化についてであります。

学校教育につきましては、英語の学力向上に向けて、令和6年度から取り組んでいる英語検定の受験料の一部助成について、これまでの中学生だけではなく小学生まで対象範囲を拡大することといたします。受験料の補助により児童生徒が英検合格を目標に語学力向上に意欲的に取り組み、実用英語の力が定着することを期待したいと思っております。

中学校の部活動の地域移行につきましては、令和8年度からの休日部活動の移行を目指して、緩やかな地域移行——これは週1回でも月1回でも地域クラブ活動を実施してみるとか、そういうことであります。緩やかな地域移行に向けまして、必要な環境整備を進めてまいります。生徒一人一人がやりたい部活動を継続できること、大会やコンクール等に出場できることなど、選択肢が狭まらないように配慮しながら、持続可能な活動環境をつくるよう取り組んでまいります。

学校教育施設の整備です。北辰小学校の大規模改造工事が最終段階を迎えています。大和中学校改築の基本設計や実施設計を進めるとともに、後山小学校の長寿命化改修、北辰小学校及び大崎小学校の空調設備の改修、塩沢小学校、六日町小学校及び後山小学校の体育館の照明LED化などに取り組み、学校施設の環境改善を図ってまいります。

統合学校給食センターの建設であります。工事着手までに若干の遅れがありましたが、令和7年度中の工事完了、令和8年4月の供用開始に向けて事業を進めてまいりたいと思っております。

生涯学習の推進であります。引き続き各世代に応じた事業を実施するほか、戦後80年目を迎える本年度は平和について学習し、平和の尊さと命の尊厳を理解することを目的としまして、市内の中学生を広島平和記念式典に派遣したいと考えております。

地域文化の振興についてです。これまで2回開催しました市民の皆さんによるオペラ公演が、市民参加型の芸術文化活動として定着しつつあることから、令和7年度も開催したいと考えています。また、11月には全国重要無形文化財保持団体協議会の全国大会が南魚沼市で開催されます。越後上布・小千谷縮布技術保存協会の皆さんや小千谷市と連携・協力しまして、例えばですが石川県輪島の輪島塗など、全国に本当に多くのそういうものがありますけれども、この皆さんをはじめ16の団体と、関係する24の市町村の皆様をお迎えすることになりますので、おもてなしの心をもって臨みたいと考えております。

文化施設の整備・充実であります。旧第二上田小学校の校舎部分を市が所有する文化財の保管場所として活用したいということから、来年度から準備を進めてまいります。子供たちをはじめ市民の学習環境の充実を図るため、市の公民館——これは中央公民館、塩沢公民館であります。Wi-Fi設備を整備したいと考えております。

生涯スポーツの推進につきましては、ディスプレイ南魚沼の電気系統の受変電設備の改修に加えまして、大原運動公園の野球場スコアボードを全面フルカラーLED化する改修工事を取

り組みたいと考えております。各施設の性能維持を図ってまいりたいと考えております。

魚沼市及び湯沢町との2市1町で形成する雪国魚沼ゴールデンサイクルルートについては、自治体間で情報を共有し、道路管理者等と連携を進めています。引き続き自転車が安全・安心に走行できる環境整備を進めるとともに、サイクルツーリズムとしての受入れ体制の充実を図っていきます。令和8年度に予定されております国によるナショナルサイクルルートの指定に向けまして、2市1町そして新潟県及び関係機関で構成している自転車活用推進協議会で連携しまして、環境整備の充実を図りながら全国へ発信し、組織的な事業展開を進めてまいります。

第3に環境共生であります。

老朽化が進むごみ処理施設の整備事業については、今後の社会情勢の変化を踏まえながら着実な実施に努めるほか、引き続き地元地域との信頼関係を大切にした運営に努めるとともに、リサイクル優先の市民啓発をさらに進めていきたいと考えています。

新ごみ処理施設整備事業です。建設予定地内の旧し尿処理施設と現在廃棄物対策課が入っています管理事務所の解体工事に着手をします。令和7年度は1期工事として主に上屋解体工事を行い、地下部分の解体については2期工事としまして、新施設建設工事の直前に行う予定にしたいと考えております。本格的な工事の開始となるということから、地元行政区への丁寧な対応を心がけるとともに、現施設の運営やごみ搬入などで支障のないように細心の注意を払っていききたいと考えております。

有害鳥獣対策です。熊の出没被害防止対策として六日町市街地周辺の魚野川河川敷のやぶ刈り払いを継続実施します。猟友会の体制維持を何としても支援していくということとともに、ICT機器等の活用によりまして有害鳥獣の捕獲活動の効率化を図りたい。また、人身被害の防止、農作物被害の軽減に努めてまいります。

地盤沈下対策について、地下水位や地盤収縮量の情報を更新・公開をしまして、市民の皆さんの地下水への関心を高めることで適正利用につなげ、より節水意識の浸透が図られるよう努めてまいります。令和4年度から公共施設への間欠運転機能付き降雪検知器の設置を進めてきましたが、令和7年度中におおむねでありますけれども完了する予定であります。

環境施策の取組については、令和7年度をゼロカーボンシティ強化元年と位置づけまして、南魚沼市としてゼロカーボンシティ宣言の表明を行いたいと思います。国のグリーントランスフォーメーション政策に沿って、市民・事業者・行政が温室効果ガス削減に向けた行動変容—自分たちの行動を改めていく、そういうことや意識の醸成を推進するための様々な施策を具体的に進めてまいりたいと考えております。

当市のこの分野の施策は、まだ本当に動き始めたばかりという感がありますが、まずは、2030年温室効果ガス削減50%の国の目標に向け、短期間に進めていくために、地域脱炭素移行・再エネ推進事業の採択に向けた準備を進めております。国の交付金を活用しながら、加速的な推進を目指してまいります。

雪資源活用事業については、貯雪を継続し、本庁舎南館の雪冷房設備の冷熱源としての利用のほか、市内外での活用による雪国ブランドの構築とPRを推進するために活用します。また、

今回中学生を対象としますが、雪を通じた南魚沼市の環境・暮らしなどを学ぶことで雪国の誇りを醸成する取組を実施してまいりたいと考えております。

第4に都市基盤であります。

ひとにやさしいまちづくりの推進につきましては、社会資本整備総合交付金事業として道路改築、消融雪施設整備、除雪費などに9億3,940万円、これは国費ベースでは6億1,261万円になります。その他の国庫補助事業として通学路の交通安全対策事業補助、道路メンテナンス事業補助、地方創生道整備推進交付金事業に3億3,948万円、国費では1億8,558万円を要望したところであります。公共事業の効率的・円滑な実施を図るため、地域企業の活用に配慮しました適切な規模での発注に取り組み、施工時期の平準化や早期の工事発注に努めてまいりたいと考えております。

国土交通省の令和7年度予算決定概要における公共事業関係費については、対前年比でちょうど1.00倍の5兆2,753億円、このほか令和6年度補正予算において、防災・減災及び国土強靱化の推進として、1兆1,382億円が確保されております。引き続き防災・減災、国土強靱化の取組の加速化などを図るため、重点的かつ集中的に対策を講じるものとなっています。

公営住宅関係については、長寿命化計画に基づき、国の交付金を最大限活用しながら、改修工事などを行ってまいります。

交通安全対策については、季節ごとに実施される全国や新潟県の交通安全運動に重点的に取り組むとともに、SNSなどを活用して市民の皆さんがより一層交通安全を意識する機会を本当に増やして、市内の交通死亡事故の徹底した防止や、事故発生件数、負傷者数の減少を目指しまして関係機関と連携して各種対策を進めてまいりたいと考えております。

水道事業については、藤原配水池の紫外線滅菌設備工事を実施します。事業経営では水道事業経営戦略——これは事業投資編と呼ばれていますが——この改定を行い、畔地浄水場の将来と非常用水源の常用化を適正に運用できるようにするため、投資財政計画を立案しまして、財政見通しなどの分析を行い評価してまいります。

下水道事業については、将来を見据えた中で経営基盤の強化を図るため、大和クリーンセンターを県の流域下水道へ統合する広域化事業や、処理場の規模縮小を図る最適化事業を進めてまいります。不明水対策を兼ねた老朽化対策としてのマンホール蓋の更新事業も継続して実施してまいります。

第5に産業振興についてです。農業関係につきましては、令和6年夏の令和の米騒動以降の調達難と価格高騰による他県産米の大幅な値上がりにより、県内産のコシヒカリとの価格差が縮まっているということから、高価格帯のお米についても順調な販売状況となっています——私どものお米のことを言っています。また、インバウンド需要についても好調で、外食・業務用米の需要は底堅い展開となっております。

そうした状況の中ではありますが、ここ2か年は水不足による水稻栽培への影響があったことから、新たに渇水対策として地域が実施する農業用井戸の掘削費用について支援する制度と、農業経営の継続と安定を図るために、設備投資が大きな農業用機械の購入経費について支援す

る制度を新設したいと考えております。

これらによりまして、令和7年度についても関係機関・団体との連携の上、国・県の支援策も活用しながら需要に応じた米生産を基本として、高品質・良食味である当市の南魚沼産コシヒカリの生産支援、また販売促進に努めてまいります。

また、目指すべき農地利用の姿を明確化する地域計画がスタートします。担い手の確保や農地の集積・集約化、法人化などへの支援、また園芸作物への転換や農業所得の拡大など、農業経営に関わる課題解決に加えまして、地域農業の今後についての協議も関係機関と共に取り組んでまいります。

畜産関係につきましては、市内畜産農家の減少、そして獣医師の高齢化という課題を受け家畜指導診療所を閉所しまして、令和7年度からは新潟県農業共済組合に診療業務を移管しまして、市内の畜産振興を進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

観光振興につきましては、道の駅南魚沼再整備事業では、基本設計業務、運営事業者の早期選定に取り組みまして、実施設計を進めてまいります。

観光地域づくりの推進については、課題を整理しまして何よりも推進体制の構築、そしてアクションプランの設定まで、観光関連事業者の意見集約を行いながら、引き続き観光地経営の視点を持った計画策定に向けて取り組んでまいります。

商工振興について申し上げますと、事業創発拠点MUSUBI-BAでの各種セミナーや首都圏でのイベントなどを通じて、当市の地域課題解決のための人材や企業の交流促進を図りまして、新たなビジネスの創出支援、起業家の育成に努めてまいります。大阪・関西万博のにっぽんの宝物グランプリ世界大会の会場に南魚沼市のブースを出展し、雪を活用した地域商品の販売や観光PRを行うなど、当市のブランド化の推進に努めてまいります。

雇用促進については、引き続き単日・短時間お仕事探しサイト「南魚沼マッチボックス」や事業承継マッチングプラットフォームであります「relay the local南魚沼市」により、人手不足とか後継者不足に課題を抱える市内事業者の皆さんへの支援に取り組んでまいります。

第6に行財政改革、市民参画についてであります。

南魚沼市総合計画につきましては、次期計画となります第3次南魚沼市総合計画の策定を進めております。現行の第2次総合計画の後期基本計画では、人口減少対策に取り組むために策定しているまち・ひと・しごと創生総合戦略を組み込んで策定していたところですが、第3次総合計画では総合戦略と総合計画を一体にした計画とする予定です。総合計画に掲げる各分野の取組を連携しながら総合的に進めていくことが人口減少対策につながるものと考えているからであります。今後、庁内の策定部会における検討により素案を作成しまして、総合計画審議会やまち・ひと・しごと創生推進会議において各委員の方々からご意見をいただきながら、策定を進めてまいりたいと思っております。

行財政運営の効率化につきましては、新たな事業や課題に対応し効率的に業務を進めるため、組織体制の見直しを行います。道の駅のリニューアルを進めるために、産業振興部に道の駅再

整備準備室を創設します。また、福祉保健部の機構を見直しまして、介護保険課を介護高齢課とし、長寿いきいき係を設置するとともに、福祉課の高齢福祉係を福祉総務係に変更します。建設部では、持続可能な公共交通体系の構築を進めるため、都市計画課の都市計画係を班体制としまして、交通政策主幹を配置したいと思っております。

行政改革につきましては、令和6年度をもって従来のアクションプランによる外部評価を終了することとしました。今後は、行政改革推進委員会から、庁内の事務事業の見直しや検討を全般的に外部評価していただく仕組みづくりを進めまして、効果的な行財政運営の推進に努めてまいります。

地域コミュニティ活動の推進であります。大巻地域づくり協議会の新たな拠点施設の建設を進めることにしております。

地域活動支援事業については、引き続き地域おこし協力隊の増員と地域活性化起業人制度の活用によって、地域と連携しながら活性化を図ってまいりたいと思います。

ふるさと納税につきましては、令和7年度も多くの方々の皆様から登録をいただき、豊富な返礼品を用意することができまして、寄附者の満足度を高めまして、関係人口の増加につなげられるよう事業に力を入れて取り組んでまいりたいと思います。いただきました寄附金については、基金へ積立てながら、南魚沼市民の皆さんの安全・安心な生活につながるような事業に活用してまいります。

デジタルトランスフォーメーションの推進については、ペーパーレス会議システムを備えたタブレット端末を市議会に導入し、議案等の議会資料のペーパーレス化に取り組むたいと考えております。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、これは制度開始から10年の節目を迎えておりますが、この新規の発行者に加えまして、10年目の更新が始まっているということであり、新たにマイナンバーカードの券面の情報を読み取って申請書に転記するシステムを導入することで申請者が記入する手間を減らして、窓口DXによる来庁者の利便性の向上、また事務の効率化を図っていきたくと考えております。

人権啓発推進事業については、令和6年度実施しました市民アンケートの集計・分析結果を基にしまして、第二次人権教育・啓発推進計画を策定いたします。

特定空家の対策についてであります。除却を進めている所有者不存在の特定空家2件のうち、1件は除却が完了しました。財産の清算を残すのみとなっております。一方、残る1件は、アスベストの含有が確認され、降雪もあつたことから現在、工事を休止してしまひて、雪消え後の早い段階から工事再開を予定しているところであります。

結びといたします。この冬は12月からの順調な降雪により、市内のスキー場や宿泊・観光施設などは多くの人であふれています。特に外国人観光客の姿が目立っております。このお客様方——客数が伸び悩んだ苦しい時代がありました。それを経験した私もその一人として、現在の状況は想定以上の喜ばしい状況であります。最近、東京からの新幹線に乗ってこちらに帰ってまいりますと、国境のトンネルを抜けて雪景色が見えると外国人の皆さんの

歓声が聞こえてくるのがしばしば見受けられるようになりました。かつては首都圏から来る日本人の人たちが歓声を上げていましたが、何年も聞くことがなかったためその再来の姿に非常に感慨深いものがあります。同時に、私たちが暮らす雪国はやはり力を持っているし、雪を産業に生かすことは間違っていなかったと感じているところであります。

一方で、2月の寒波による大雪では、家屋の損壊などの被害が多数発生したということから、豪雪対策本部を設置し対策を行ったところであります。雪との生活は大変な部分もありますが、雪国であるふるさと南魚沼市を若い世代や子供たちが誇りに思えるように、取組を進めてまいりますので、議員各位をはじめ多くの方々からも格段のご支援をいただきますよう切にお願い申し上げます、私からの所信表明といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議 長 以上で、市長施政方針及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第2号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査の結果についてご報告いたします。

期日は令和7年2月21日、委員の出席状況は7名全員出席、正副議長からも出席いただきました。

調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、3月定例会の付議事件の概要、会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

調査事項であります。令和7年3月南魚沼市議会定例会の運営についてであります。閉会中の議会運営委員会の開催につきましては、従来どおり申し出ることにいたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 議会運営委員長にお伺いさせていただきます。調査事項の中で、(5)令和7年度当初予算審議の進め方という部分がございます。その中で、第3号議案 令和6年度一般会計補正予算の件であります。この中で7ページを見ますと、継続費補正の中で、教育費、統合給食センター設備事業の中で約5億円の補正後の金額が掲載されております。その部分がこの詳細を見ますとどこにも載っていないわけでありまして。この分に対してどのように判断していいか私は分からないのでありますけれども、議会運営委員会ではどのような話があったかお伺いさせてください。

○議 長 議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 その件につきましては、執行部から説明がありまして、特に質問もありませんでした。未来創政会からも代表の方が出ていらっしゃると思います。それで会派の中で持ち帰ってもらってお話があったかどうか分かりませんが、委員会の中では執行部から説明をいただいて、特に質疑もありませんでしたので……（何事か叫ぶ者あり）

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 各派の代表者の方も、直接そこで趣旨説明は受けたかと思えますけれども、私どもは正直言ってその時点では分かりません。そうした中で本日を迎えているわけでありませぬ。では、この一般会計補正予算を私たちは詳細もない中でどのように進めていいのか私は分からないのであります。その点、例えば一般会計補正予算（9号）が本日あるわけでありませぬけれども、その前に詳細等があれば私どもは審議できますけれども、その詳細等もない中で私たちはどのように進めていっていいのかお伺いさせていただきます。委員長としてお伺いします。

○議 長 議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 執行部から提出された議案について説明を受けまして、手元にその明細があるかどうかは——手元に届いていないとは思いますが、総務文教委員会でも給食センターの話が出ていると思えます。今日それこそこの議場で執行部から説明があると思えますので、そこで質疑をしっかりとさせていただければと思えます。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、この項目の中には詳細が入っていませんけれども、我々は詳細の説明があるというふうにみなしてよろしいのですね。確認させていただきます。

○議 長 議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 執行部からはそのような細かい説明を自分のところに直接はいただいておりますが、今日しっかりと説明があると思えます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・鈴木一君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○鈴木総務文教委員長 それでは、総務文教委員会の調査事項につきまして報告をいたします。

調査事項につきましては、統合学校給食センター整備事業の進捗状況と学校給食の現状についてであります。

調査の状況ですが、期日は令和7年1月20日、委員の出席状況は7名全員出席、議長より出席をいただきました。

調査の内容としましては、学校給食センターの整備事業進捗状況と、学校給食の現状について学校教育課長から資料に基づき説明がありました。

質疑の中で何件か説明させていただきます。費用を考えずに実際に1年間の給食を地場産食材で100%賄うことができるかという質問に対しまして、南魚沼産100%おいしい給食事業を年

間を通して行うことは非常に難しいと考えている。年間を通じて地場産食材を100%使用するという想定をした場合、まず100%にすることが難しいものが牛乳である。牛乳は地場産では全く賄い切れていない状況で、地場産食材で100%とすることは不可能である。南魚沼産100%おいしい給食では、牛乳を地場産の甘酒に置き換えて実施した。

もう一点、地場産食材は価格が高くなかなか使えない状況があるというが、地場産食材が高い理由をどう捉えているか。全国展開している業者であれば大量生産しているのだから、価格が抑えられている面がある。地場産は量が限られているものが多いので、価格や質に差が出てくるのではないかと考えているという答弁がありました。

以上です。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・永井拓三君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○永井産業建設委員長 それでは、産業建設委員会についての報告を行います。

調査の事項は、農業の現状と課題について。期日は令和7年1月24日金曜日、委員の出席状況は出席が6名でございました。全員出席です。議長からも出席をいただきました。

調査の内容について、執行部から産業振興部長、農業委員会事務局長、農林課長の出席を求め、事務調査を行いました。

本来であればお手元の資料にというところではありますが、概要を説明いたします。農業の現状について産業振興部長からの説明では、農業経営基盤強化推進法の一部改正に伴い人・農地プランが法制化されたため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定することが求められるということでありました。策定期限は令和7年3月末となっているため、現在は認定農業者などを中心にその素案をつくっている段階だということでした。そのほか、基礎資料とするため、農業委員会では令和5年度に農業経営に対するアンケート調査を行ったということでした。

そのほか、令和5年度の高湿渇水から米不足が続いていて、そのお米が全国的に品薄で価格の高騰ということから、南魚沼市においてもふるさと納税は令和6年12月末の時点で67億円を超えたという報告がありました。そのほか、返礼品が確保できないといった状況が見えてきているということで、67億円以上の伸びの部分に関しては緩やかであるというような説明を受けました。

農業委員会事務局長からは、資料に基づきアンケートの内容についての説明を受けました。特に農業の担い手の問題について、そのアンケートの内容では書かれておりました。

農林課長からは、同じく資料に基づいて担い手不足の改善策についての説明が幾つかありま

した。そのほか、産業振興部で行っている南魚沼産コシヒカリの**振興策**として、いつものように広告を行っているかといったような説明を受け、その広告場所であったり広告内容であったり、その辺りの説明があった中で、今のような農業の現状と課題についての説明を受けました。

それに対して、幾つか質疑があった中で抜粋すると、品質と消費者の信用はどのように構築されているかということで、産地偽装などそういったことがないようにというような質問がありました。そのほか、アンケート内容に基づいて地域計画を立てて、どのような見通しがあるのかというような考えを聞く質問がありました。そのほか、機械を購入するための補助がどのように今後公費として投入できるかなどの質問がございました。

以上であります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・目黒哲也君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の報告をさせていただきます。

期日は令和7年1月21日火曜日、委員の出席は7名全員でございました。議長からも出席をいただきました。

調査内容につきましては、1点目、現地調査を含めた南魚沼市医療の再々編について、2点目、第3期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画についての2項について、執行部より出席を求め調査を行いました。

それでは、配付資料に基づき要点をご報告いたします。まず、調査事項（1）南魚沼市医療の再々編についてでございますが、まずは設置が予定されております、仮称在宅療養支援センターに移動し、現地調査を行った後に市役所に戻り、南魚沼市医療の再々編について調査を続けました。

全体の骨太計画では、これまで訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、在宅医療推進センターを4本の柱として掲げていた。ただ、在宅医療推進センターは郡市医師会の委託事業であり、本来は郡市医師会が担うもので、病院事業としては再委託となる。現在試行錯誤の中で、様々な人の考えを聞きながら市民のために進めていきたいと思っている。よって、南魚沼市民病院附属在宅療養支援センターとして位置づけ、いざとなったときには入院ができ、その後の訪問看護、訪問介護もセットでのアフターフォロー体制を確立していきたいと思っていると説明がございました。

運営体制においては、訪問看護ステーションの看護師、訪問介護事業所のヘルパー、居宅介護支援事業所のケアマネジャーなどの介護福祉士とそれぞれ環境が違う中で、それぞれが連携していくことが非常に重要ではないかと思っている。オープンスペースについては、単に病院

事業がヘルパーステーションをつくるということではなく、市民に来てもらい、様々な相談ができる地域連携室の支所のような機能を持たせたいと思っている。特にレスパイトなど実際にホームヘルパーや訪問看護師が訪問している家庭の中で、介護などに疲れた、こういうことで困っているということを相談してもらおう。あるいは今入院している人が自宅に帰るとき、病院の相談室だけでは時間がなくて聞けないようなことも、オープンスペースに来て一緒になって相談できるような新しい体制を模索していくべきではないかと思っている。

次に、今後の経営予測についてでございますが、南魚沼市民病院の令和5年度の計画と実績比はプラス834万3,000円で、主に外来収入の増となっている。続いて令和6年度は、計画と見込みを比べるとプラス183万9,000円とほぼ計画どおりとなっている。内訳としては、入院収益においては病床稼働率が非常に大きく伸びていることに加え、DPC導入により、診療報酬の加点の積み上げで大きく収入が伸びている。一方で、外来収益は予防接種の減等があり、外来患者数が減少したことで少し落ち込みがある。トータルで見ると、収入の対前年度比は約4億2,000万円の増収見込みとなっている。

続いて、ゆきぐに大和病院でございます。令和5年度の計画と実績の差がマイナス3,582万9,000円となっているが、一般会計負担金を市民病院と決算時に振り分ける際に計画との差が出てしまったものであり、実際のところは減収などが大きなものではなかったという説明がございました。

続いて令和6年度は計画との差はマイナス3,114万9,000円であり、入院患者数の減少に伴い外来患者数も減少したことが大きな要因となっております。特に無床診療所化に向けた入院調整が当初の予定よりもスムーズに進んだことにより、入院患者の減少により対前年度比では約2億7,000万円減収の見込みとなっております。

令和7年度以降の経営予測については、3月定例会以降に示すことになるとの説明があり、執行部からの説明の後に質疑に入りましたが、質疑については資料に掲載されておりますのでご覧いただきたいと思っております。

続いて、調査事項(2)第3期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画についてでございますが、第2期計画の行動計画の基本理念・計画テーマ「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとうのまちづくり」を引き継ぎ、期間は令和7年度から令和11年度の5年間でございます。少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家族が子育ての不安感や孤立感を抱いており、子ども・子育て支援を一層推進するとともに、子どもにとってふさわしい幼児期の教育・保育と地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していく。

保育施設の総定員は1,140人で、令和7年度入園申込数は12月1日現在では1,601人で、入園受入れは充足している状況でございます。令和8年度以降の事業の見込みの算出、ニーズ量については年々減少と見込んでおります。施設運営のために必要な児童数の最低ラインは定員の56%としております。令和7年度で充足率が56%を下回っている園は、公立園で8園、公設民営で2園であり、地域での保育の在り方を踏まえて適正配置の検討が必要と考えている。

放課後児童クラブは、小学校の統合に合わせ方向性を示す必要があり、支援員等の職員の確保や就業しやすい職場環境を整備することが最重要課題となっております。

子供の貧困対策については、子供の生活や将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように切れ目のない支援を推進していく。

ニーズ調査の結果から4つの点が課題にあがりました。

1点目は、遊び場の充実や近隣地帯にあるような全天候型施設の要望。また、既存施設のほのぼのの広場や公園の改善を求められております。

2点目、子育て施策の取組は分からないとの意見がございました。

3点目、保育や学童保育の受入れ、預かり時間、給食などに多くの意見があり、子育て環境を取り巻く環境が変化しているので、実情に合った在り方を検討していく必要があるのではないか。

4点目、子育て経済的支援については、先進的な取り組みをしている自治体と比較し、不満を抱いている人が多く、限られた資源の中から子育てしやすい環境づくりの推進をしていく必要がある。

この4点に加えて、第21回南魚沼市子ども・子育て会議において出された6点の意見等も合わせて、第3期計画並びに今後の子育て支援施策にも反映させ、令和7年3月に行う子ども・子育て会議で正式に決定し、公表したいと考えております。

以上の執行部からの説明の後に質疑に入りましたが、第3期期間内での施策の検討ではなく、新年度から子育て支援施策の充実を求める質疑が活発に行われました。詳細については資料に掲載されておりますのでご覧いただきたいと思います。

その他としまして、南魚沼市国民健康保険特別会計の状況について、主に国民健康保険税率の見直しの必要性についての報告がございました。

以上、長くなりましたが、社会厚生委員会の報告といたします。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び事業会計の当初予算議案を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び事業会計の当初予算議案を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 15 時 20 分といたします。

[午後 3 時 05 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 3 時 20 分]

○議 長 日程第 6、第 1 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 1 号報告、令和 6 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、1 月 31 日付で専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。

本補正予算は、道路除雪経費について、緊急に財政措置を行う必要があるということから、既に議決をいただいている債務負担行為について変更の必要が生じたことから、専決処分としたものであります。

12 月から 1 月にかけて断続的に雪が降り続いたため、1 月 30 日時点での機械除雪費の予算残額が約 8,000 万円となりました。今後の除雪費が不足する見込みとなりました。万全な除雪体制による市民の皆様の交通確保がどうしても必要でありまして、2 月初めには寒波が再来するという予報もあったことから、5 億円を追加したものであります。財源は、社会資本整備総合交付金で 1 億円、残り 4 億円を財政調整基金からの繰入れで調整しました。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 5 億円を追加し、総額を 459 億 6,028 万 3,000 円としたものであります。

債務負担行為の変更につきましては、通学バス運行事業において、年間契約特例を利用するために、12 月定例会で債務負担行為の議決をいただいているところですが、人件費の上昇、物価の高騰などにより、限度額の範囲内での契約が難しい見込みとなったため、増額したものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第1号報告 専決処分した事件の承認について（令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第1号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第7、第2号報告 専決処分した事件の承認について（令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第2号報告であります。令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）につきまして、2月20日付で専決処分といたしましたのでご説明いたします。

本補正予算は、道路除雪経費についてさらなる追加の必要が生じたということから、専決処分としたものであります。

機械除雪費について、先ほどの1月31日付の専決処分で5億円を追加したばかりのところでありましたが、2月上旬の寒波の期間が長かったということから、また2月17日から再度の寒波の襲来により、2月19日時点での予算残額が約1億3,000万円となりました。この寒波がさらに居座るという予報が出ていたことから、道路除雪について万全を期さなければならぬと、新たに2億円を追加したところであります。財源は、社会資本整備総合交付金で1億円、財政調整基金からの繰入金を1億円で調整をいたしました。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ2億円を追加し、総額を461億6,028万3,000円としたものです。

説明は以上であります。事情拝察の上、よろしくご審議いただきまして、承認賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第2号報告 専決処分した事件の承認について（令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第2号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第8、第3号議案 令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第3号議案であります。令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新たに創設されました臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費による普通交付税の追加交付決定、また、ふるさと納税寄附額の収入見込額による調整及び国の令和6年度補正予算に伴う関連事業費の調整などのほか、各事業の確定見込みや実績による過不足の調整を行うものであります。

ふるさと納税寄附金につきましては、本年度も非常に好調でありまして、1月末段階で前年度同月比128%もの寄附をいただいております。歳入に見込額を追加するとともに、果実分をふるさと応援活用基金へ積立てまして、併せて、返礼品定期便分に係る翌年度送付分の経費を財政調整基金積立金に積立てるなど、関連経費を計上したところであります。ご寄附をいただいた皆様には厚くお礼を申し上げます。

主なものとしては、歳出では、職員費において人事異動などや年度途中での退職者、休職者が出たことによるものなど、実績に基づいた過不足調整等を行いまして、一般会計全体で会計年度任用職員を含めて、6,966万円の減。国の令和6年度補正予算関連では、農地費において県営事業負担金に4,940万円を計上したところであります。

その他、衛生費では、健診施設等の建設事業におきまして国の追加配分があったことから、4億1,712万円を計上したところであります。

歳入では、普通交付税の追加交付額の確定により3億991万円を追加したほか、各歳入・各事業の確定見込み、実績による過不足調整を行ったところです。これらの結果、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、財源充当として計上しておりました財政調整基金繰入金のうち、4億7,500万円を減額したところであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ29億2,261万9,000円を追加いたしまして、総額を490億8,290万2,000円としたいものであります。

なお、年度内に事業が完了しない見込みの――これが18事業ありまして、これに係る未執行分の18億1,561万9,000円は、翌年度に繰り越しさせていただき、執行ができるよう繰越明許費に追加計上するとともに、既に議決をいただいている2つの事業についても、事業の追

加により金額の変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただき、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書で説明いたします。16 ページ、17 ページをお願いいたします。

2 の歳入でございます。最初の表、1 款 1 項 市民税、2 目 法人分。説明欄の法人市民税現年課税分（法人税割）は、12 月までの調停額を基に年度末の額を算定したことによる増額です。

2 番目の表、10 款 1 項 1 目 地方交付税。説明欄の普通交付税は、追加交付額の確定により増額をするものです。

3 番目の表、12 款 1 項 2 目 土木費分担金は、歳出で市道の消雪パイプ電気料について不足見込額の補正を行うため、見込まれる分担金を計上するもの。

2 段目、3 目 災害復旧費分担金は、能登半島地震に係る復旧事業の事業費の確定により、説明欄の事業について分担金を計上するもの。

4 番目の表、12 款 2 項 1 目 民生費負担金。説明欄の保育園入園費負担金は、現在の調停額から推計し減額をするもの。

最後の表、14 款 1 項 1 目 民生費国庫負担金。1 節 社会福祉費国庫負担金は、説明欄のそれぞれの負担金について交付額の確定により減額するもの。

2 節 児童福祉費国庫負担金は、国の補正後の単価確定により減額するもの。

18、19 ページをお願いいたします。最初の表、14 款 2 項 1 目 総務費国庫補助金。説明欄の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、歳出で補正する戸籍の振り仮名対応に係る補助金で 10 分の 10 の補助。デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）は、住民総合ポータルアプリの利用実績に伴う減額。

2 段目、2 目 民生費国庫補助金。説明欄の子ども・子育て支援交付金は、子ども家庭サポートセンターの利用者支援事業への補助金で、当初はその 1 行下の児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の活用を予定していたところ、より有利な補助金に変更したものでございます。

3 段目、3 目 衛生費国庫補助金。説明欄の感染症予防事業費国庫補助金は、風疹抗体検査委託料の実績見込みにより減額。出産・子育て応援交付金事業国庫補助金は、給付金の実績見込みによる減とシステム改修経費の追加によるもので、総額で減額となるものです。

4 段目、4 目 農林水産業費国庫補助金。説明欄の地方創生道整備推進交付金は、事業費の減額によるもの。

5 段目、5 目 土木費国庫補助金。1 節 道路橋りょう費国庫補助金は、国の補正予算内示による減額。

2 節 都市計画費国庫補助金、説明欄の社会資本整備総合交付金は、事業費の減額によるもの

です。都市構造再編集中支援事業費補助金は、健診施設等建設事業分で、国の補正予算配分に基づく増額です。

6 段目、6 目消防費国庫補助金。説明欄の空き家対策総合支援事業補助金は、事業の増工に伴う補助金の増額です。

2 つ目の表、15 款 1 項 1 目民生費県補助金は、主に交付額の確定に伴う減です。

3 つ目の表、15 款 2 項 2 目民生費県補助金。説明欄のひとり親家庭等医療費助成事業県補助金は、実績見込みによる増。2 行目の新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金は、先ほど国庫補助金で有利な補助金に組み替えたと言明した補助金の県補助分。3 行目の施設型給付費地方単独費用県費補助金は、単価の確定によるものです。

2 段目、3 目衛生費県補助金は、説明欄記載の補助金について、次のページにかけて主に実績見込みによる増減です。

20、21 ページの 2 節環境衛生費県補助金、説明欄 1 行目の藪刈り払い等地域循環整備支援事業県補助金は、やぶ刈り払い作業分で補助金の上限に達したため、当初予定しておりましたトレイルカメラ購入分につきましては、1 行下の補助事業に組み替えたもので、事業費の確定により減額をするものです。2 行目、緩衝地帯管理 D X 導入支援事業県補助金は、今ほどのトレイルカメラ購入分の組替えと、熊検知 A I カメラの通信費に係る 2 分の 1 の補助で皆増です。

2 段目、4 目農林水産業費県補助金。1 節農業費県補助金、説明欄記載の交付金、補助金は、いずれも交付決定額や事業費確定による増減で、5 つ目の大規模園芸産地創出事業費県補助金はスイカ選果施設の建設に係るもので、一番上の強い農業づくり県交付金で減額された部分について、県単独の補助金として新規に追加されたもので皆増です。

2 節林業費県補助金、説明欄の補助金は、いずれも事業費確定による減額。

3 節農林災害県補助金、説明欄の農林災害復旧事業県補助金は、能登半島地震関連で補助率の増加に伴う増額。その下の補助金は、能登半島地震に係る復旧工事の設計委託料に対しての補助で皆増です。

2 番目の表、15 款 3 項委託金、1 段目、1 目総務費委託金は、説明欄記載の 2 つの統計調査事務について、額の確定による増減です。

2 段目、5 目教育費委託金、説明欄の県営石打丸山シャンツェ管理委託金は、除雪経費の追加に係るものです。

3 番目の表、16 款 2 項 2 目物品売払収入は、官公庁インターネットオークションサイトのシステムトラブルにより売払いができなかったため、皆減するものです。

最後の表、17 款 1 項 1 目一般寄附金。説明欄のふるさと納税寄附金は、1 月末時点の寄附金およそ 68 億円から推計し増額するものでございます。

22、23 ページをお願いします。最初の表、2 目指定寄附金は、南魚沼のおいしい湧き水の売上げ寄附金で、令和 6 年度前期分の売上げによるもの。

2 番目の表、18 款 2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は、歳入歳出差額の調整により減額をするもの。

2 段目、5 目市民の文化・スポーツ奨励棚村基金繰入金は、不足額が見込まれるため増額するもの。

3 段目、7 目ふるさと応援活用基金繰入金は、事業実績と起債額の精査により減額をするもの。

4 段目、9 目給付型奨学金基金繰入金は、令和 7 年度から給付対象者となる方に令和 6 年度中に入学準備の助成金を支給するためのもの。

3 番目の表、20 款 5 項 2 目雑入。説明欄、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金は、実績見込みによる減額。

最後の表、21 款 1 項市債は、次の 24、25 ページにかけて対象事業の追加や事業費の増減などの調整により補正を行うものです。15 事業の起債の合計で 5 億 5,970 万円の増となります。

1 目総務債は、それぞれの事業費の確定に伴う増減で、1 節説明欄の石綿対策事業債は、旧南魚沼市子どもセンター除却に係るものです。

2 節説明欄の公共施設等適正管理推進事業債は、健診施設の建設、統合給食センターの建設、鈴木牧之記念館の改修に係るものです。

3 節説明欄の脱炭素推進事業債は、本庁舎の車庫、太陽光発電、電気自動車、また公共施設の LED 化に係るものです。

表の 2 段目、2 目衛生債。説明欄の一般廃棄物処理事業債は、新ごみ処理施設の整備に伴う管理事務所棟の移転、新築に係るもので、歳出の関連予算は 12 月の補正で計上したとおりでございます。

表の 3 段目、3 目農林水産業債。1 節説明欄の土地改良事業債は、主に国の補正により追加となった県営土地改良事業の負担金に対応して追加するもの。3 節説明欄の公共災害関連事業債は、上段の土地改良事業債に計上していた防災重点農業用溜池緊急整備事業分を移行したものの。

表の 4 段目、4 目土木債。説明欄の地方道路交付金事業債は、主に国の内示に伴う減となっております。

24、25 ページの説明欄、3 節説明欄の緊急自然災害防止対策事業債は、消雪施設の修繕工事の追加配分に伴うもの。

4 節説明欄の立地適正化事業債は、健診施設建設事業の増額に係るものとなっております。

表の 2 段目、5 目消防債。説明欄の緊急防災・減災事業債は、雪国スポーツ館の照明取替え工事の事業費の増によるものです。防災基盤整備事業債は、緊急車両などの整備に係る事業費の減によるものです。

表の 3 段目、6 目教育債は、説明欄のそれぞれについて、事業費の確定による減となります。

4 段目、9 目災害復旧債は、農地及び農業施設の災害復旧事業の補助金が増額したことに伴い減額をするものです。

歳入は以上となります。

続きまして 26、27 ページ、3 の歳出でございます。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費。説明

欄1の職員費は、年間の実績見込みにより過不足調整をした結果となります。

2款以外にも職員費の補正がございますが、人事異動や年度途中の退職、休職、育児休業の取得などが増減の主な理由となっています。一つ一つの説明は省略いたしますが、一般会計全体で常勤の職員費は250万円の減。任用職員報酬等は6,716万円の減となっております。

説明欄2の行政共通事務費、3行目の官公庁オークション手数料は、歳入で説明したとおりオークションサイトのシステムトラブルにより売払いができなかったため、皆減をするものです。次の、過年度国県補助金等返還金は、令和5年度の物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施した住民税非課税世帯給付金の支給事業において、事務費に算定誤りがあったため返還するものです。

表の2段目、2目広報広聴費は、市報の印刷製本費の実績見込みによる減額です。

表の3段目、3目電算対策事業費。説明欄1の電算情報管理一般経費、1行目のシステム導入業務委託料と3行目のPCネットワーク工事費は、当初の見込みより安価で契約できたため減額をするもの。2行目の電算システム・ソフト等使用料は、住民総合ポータルアプリの利用期間が短くなったことに伴い減額するもの。

表の4段目、4目車両集中管理費は、財源内訳の変更のみとなります。脱炭素化を進めるため導入した電気自動車が想定よりも安価に購入できたため、脱炭素化推進事業債を減額したものでございます。なお、これ以降も財源内訳の変更がところどころ出てまいります。説明は省略させていただきます。

表の5段目、6目財産管理費。説明欄5の基金費、1行目の財政調整基金積立金（返礼品定期便分）は、令和6年度分の寄附のうち、令和7年度に執行する分として取り置くもので、既決予算と見込額の差額を増額するものでございます。2行目の減債基金積立金は、普通交付税の追加交付のうち、臨時財政対策債償還基金費として配分された分について積立てを行うものです。3行目のふるさと応援活用基金積立金は、寄附金額をおよそ73億円と想定し、経費分を引いた金額を積立金として計上するものでございます。

表の6段目、7目企画費。説明欄8の地域活動支援事業費、1行目の各種業務委託料は、地域おこし協力隊に関連する事業費の執行見込みにより減額をするものです。2行目の地域活性化起業人交流プログラム負担金は、地域活性化起業人の活動期間が予定より短くなったため不用額を減額するもの。

15のふるさと納税推進事業費は、不用額が見込まれるため減額をするものです。

18の企画補助・負担金事業は、北里大学にふるさと納税を原資とした補助金を交付するもので皆増です。

28、29ページをお願いします。8目地域開発センター及び公会堂費、説明欄2の公会堂費は、電気料の不足見込みによる増額です。

表の2段目、9目バス運行対策費。説明欄1の路線バス運行事業費は、運行本数が減少したことにより結果的に赤字額が縮小したため、減額するものです。

表の3段目、10目ふるさと応援活用基金事業費。説明欄1の大巻地域開発センター改築事業

費は、額の確定による減額。

次の表、2款3項1目戸籍住民基本台帳費。説明欄3の戸籍住基システム管理費は、戸籍の振り仮名対応のシステム改修及び本人通知に係るもの。国の10分の10の補助事業で、翌年度へ繰り越して執行する予定としております。

最後の表から30、31ページにかけて、2款4項選挙費でございますが、事業費の確定に伴い、いずれも減額するものでございます。

30、31ページの2番目の表です。2款5項1目統計調査総務費は、事業量の見込みによりそれぞれ増減するものでございます。

最後の表、3款民生費、1項1目社会福祉総務費。説明欄6の国民健康保険対策費（特別会計繰出金）は、額の確定により増減するものです。

表の2段目、2目心身障がい福祉費。説明欄10のふれ愛支援センター管理費は、1階事務室と2階小会議室のエアコン改修に係るものです。

32、33ページをお願いします。最初の表、3目老人福祉費。説明欄7の介護保険対策費（特別会計繰出金）、2行目の事務費は、システム改修と湯沢町負担金の精算に伴うものです。

11の後期高齢者医療対策費は、広域連合負担金の確定による減額です。

12の後期高齢者医療対策費（特別会計繰出金）は、人件費分を補正するものです。

2段目、9目ふるさと応援活用基金事業費。説明欄の介護施設大規模改修緊急5か年事業費は、事業費の確定に伴う減額。

2番目の表、3款2項1目子育て支援費（児童福祉総務費）。説明欄7のひとり親家庭医療費助成事業費とその下の8の不妊治療医療費助成事業費は、いずれも実績見込みによる増額。

11の出産応援緊急5か年事業費は、出生数の見込みにより減額するものです。

表の2段目、2目児童措置費。説明欄の返還金は、実績報告による令和5年度分の精算を行うものです。

表の3段目、3目児童福祉施設費。説明欄4の公設民営保育園委託事業費から、次の34、35ページ、説明欄7の私設認定こども園事業費までは、国の補正後単価の確定による減額でございます。

続きまして34、35ページの2番目の表です。4款衛生費、1項保健衛生費、表の2段目となりますが、2目保健衛生対策費。説明欄4の母子保健事業費、1行目の電算システム機器保守委託料は、給付金システムの改修に係るもので、国の10分の10の補助。翌年度に繰り越して執行する予定としております。2行目の妊婦・乳幼児健康診査委託料と3行目の出産子育て応援給付金は、妊婦数、出生数が見込みより少なかったことによる減額。

表の3段目、3目健康診査事業費。説明欄2の住民健診事業費は、各種がん検診の受診者数が想定よりも少なかったための減額です。

表の4段目、4目予防費。説明欄2の予防対策事業費は、いずれも実績見込みによる減額。

表の5段目、5目医療等対策費。説明欄3の地域医療対策事業費は、起債した補助金の額の確定により減額をするものです。

6 段目、6 目ふるさと応援活用基金事業費。説明欄 1 の健診施設等建設事業費は、新たな健診施設建設に係るもので、2 行目の施設建築工事費は、国の補助金の追加により増額するもの。

説明欄 3 の医師確保緊急対策事業費は、次の 36、37 ページにかけて、それぞれ記載の補助金について実績に基づき減額するものです。

36、37 ページの 2 番目の表、4 款 2 項 1 目環境衛生費。説明欄 8 の有害鳥獣対策事業費は、魚野川河川敷のやぶ刈り払いに係るもので、実績による減額です。

3 番目の表、4 款 3 項 1 目清掃総務費。説明欄 3 の浄化槽対策事業費（事業会計繰出金）は、当年度利益を補填財源としなければ資本的収支不足額を補填できないことから、後ほど説明いたします 42、43 ページ記載の公共下水道事業対策費と合わせて 1 億円を基準外として繰り出すものです。

最後の表、6 款農林水産業費、1 項農業費、表の 2 段目、3 目農業振興費。説明欄の補助金は、スイカ選果施設に係るもので、国県の交付決定額に合わせて減額するものです。

表の 3 段目、5 目農地費。説明欄 4 の土地改良事業費は、めくっていただき 38、39 ページに記載の補助金で、事業費の確定による減額です。

38、39 ページの説明欄 6 の県営事業負担金は、記載の 8 つの事業について事業費の変更や国の補正による追加があったため、市の負担金を増減するものでございます。

説明欄 8 の多面的機能支払事業費と 9 の地方創生道整備事業費は、事業費の確定による減額です。

2 番目の表、6 款 2 項 2 目林業振興費。説明欄 7 の森林整備促進事業費、1 行目の各種業務委託料は、木材利用の促進や普及啓発イベントに係るもので、実績による減額です。

2 行目のGIS整備業務委託料は、事業の見送りにより皆減するものです。

説明欄 8 の林業振興促進事業費は、きのこハウスの整備に係るもので、事業費の確定による減額です。

表の 2 段目、3 目林道事業費。説明欄 1 の林道維持管理費は林道橋の点検に係るもので、事業費の確定により減額するものです。

最後の表、7 款商工費、1 項 3 目観光振興費は、めくって 40、41 ページ、説明欄 9 の道の駅南魚沼管理運営費は、燃料費や電気料などに不足が見込まれるため増額するものです。

表の 2 段目、4 目ふるさと応援活用基金事業費。説明欄 1 の田園都市構想施設整備事業費は、今泉記念館の設備改修に係るものです。

3 番目の表、8 款土木費、2 項 2 目道路橋りょう維持管理費。説明欄 2 の道路橋りょう維持補修事業費は、国の交付金を有効に活用するため記載の項目で組替えを行うものです。

表の 2 段目、3 目道路橋りょう除雪事業費。説明欄 3 の消融雪事業費、1 行目の消雪電気料（市道分）は、電気料の不足見込みを増額するものです。

表の 3 段目、4 目道路橋りょう新設改良費。説明欄 1 の道路新設改良事業費は、国の補正内示による減額です。

42、43 ページをお願いいたします。2 番目の表からとなります。8 款 4 項都市計画費、表の

2 段目、2 目都市計画事業費。説明欄 1 の沿道整備街路事業費は、国の補助金の内示額に合わせて事業内容を調整し減額するもの。

説明欄 4 の公共下水道事業対策費（事業会計繰出金）は、能登半島地震被災地域の応援に要した経費 88 万円を基準内繰出金として繰り出すとともに、資本的収支不足額の補填として、先ほど 36、37 ページに記載した浄化槽事業対策費と合わせて 1 億円を基準外として繰り出すものでございます。

表の 3 段目、3 目都市計画施設費。説明欄 4 の流雪溝管理運営費は、流雪溝取水口の魚野川河川における瀬替え、堰の維持工事を予定しておりましたが、取水の安定確保が今のところ見込めるため令和 7 年度は工事を実施しないこととし、減額するものです。

最後の表、9 款 1 項消防費、めくって 44、45 ページ最初の表、3 目防災費。説明欄 5 の自主防災組織強化育成事業費は、補助金の申請実績により減額するもの。

2 番目の表、10 款教育費、1 項 1 目教育委員会費。説明欄 9 の給付型奨学金事業費は、来年度の対象者決定に伴い、入学準備に係る助成金を支給するものです。

46、47 ページをお願いいたします。2 番目の表となります。10 款 5 項 4 目文化行政費。説明欄 4 の市民の文化・スポーツ奨励棚村基金運営事業費は、世界大会や全国大会に出場する選手が多数見込まれるため、棚村基金の推奨金を増額するものです。

最後の表、10 款 6 項 2 目体育施設費。説明欄 2 の体育施設管理委託事業費は、体育施設の燃料費、電気料及び除雪費の不足見込みにより増額をするものです。

説明欄 3 の県営石打丸山シャンツェ管理費は、除雪費の不足が見込まれることから増額するものです。

表の 2 段目、3 目学校給食費。説明欄 3 の給食センター方式事業費は、燃料費の不足が見込まれるため増額するものです。

48、49 ページをお願いいたします。最初の表です。11 款災害復旧費、1 項 1 目農林水産施設災害復旧費。説明欄の災害復旧補助金は、南魚沼土地改良区が対象で、能登半島地震で被災した大巻、藪神地区幹線水路の復旧工事に係る国庫補助金の補助残に対し補助を行うものです。

2 番目の表、12 款 1 項公債費、1 目の元金、2 目の利子は、いずれも平成 31 年度に借入れを行った公共施設等適正管理推進事業債の繰上償還に係るもので、上田地区の小学校統合に際し、当時は旧第一上田小学校に小学校を統合し、旧第二上田小学校の建物は転用し、利用する見込みとしておりましたが、期限内に利用が見込めず起債の要件を満たさなくなったことから、繰り上げて償還するものです。

最後の表、14 款予備費は、収支差額を調整するものです。

歳出の説明は以上となります。

なお、12 月定例会報告以降の予備費充用額につきましては、2 月 25 日までで 10 件、3,003 万 9,000 円となっております。主なものをご説明いたします。

舞子保育園の消雪パイプの井戸が 12 月下旬に故障したことから、消雪用井戸ポンプの入替えに 557 万 5,000 円。

モンスターパイプ圧雪車のウインチが切れ、コース造成が間に合わないため早急に修繕が必要になったことから、修繕に195万円。

次に、豪雪により損壊家屋の解体のために792万円。これは六日町市街地に所在し、国道に接する建物が積雪の重みで屋根部分が崩壊し建物が傾いており、付近の家屋への二次被害や道路への倒壊・飛散の恐れが生じたことから、早急に解体・撤去の対応が必要と判断し、予備費で対応したものです。これは所有者が存在する建物でありますため、解体撤去費につきましては、後日所有者に請求するという事としております。

また、要援護世帯の除雪費用として800万円。

それと、行政区の除雪機械借用費の補助に係る経費に200万円。これは豪雪によりまして、屋根雪などのやり場がなくなっている状況であったため、行政区を単位といたしまして、機械を借りて実施する雪処理に対し補助をするものでございます。

予備費につきましては、以上です。

続きまして、7ページをお願いいたします。第2表の継続費補正でございます。表中、上段の健診施設等建設事業につきましては、国の補助金の内示を受け、記載のとおり令和6年度と令和7年度の年割額を変更するものでございます。

下段の統合給食センター建設事業につきましては、事業費の増加に伴い総額を増額し、令和7年度の年割額を変更するものです。

増加する事業費の内訳でございますが、新たな追加工事分がおよそ2億2,000万円。この内訳は、排水路などに係るものが1億1,000万円、防火シャッターなどの設備の追加が5,300万円、地盤改良に係るものが3,500万円などとなっております。また、その他といたしまして、事業の進捗状況のモニタリングをしておりますが、工事期間が延びたことによりそれらの増額、あるいは許認可の関係の申請手数料。当初は予算措置を別にすることとしておりましたが、建設工事に必要な経費でもあるため、それらを含んだことによりまして、これらのその他として1,500万円。それと工事費に係る賃金・物価水準の上昇分を2億6,000万円と算定して計上したものでございます。

続きまして8ページから9ページにかけては、第3表の繰越明許費補正でございます。年度内に事業が完了しない事業について、未執行予算18億1,561万9,000円を翌年度に繰り越して執行ができるように、繰越明許費に追加するものです。また、9ページのとおり、既に議決をいただいている2つの事業について、事業費の追加により金額の増額変更を行うものです。

繰越額の大きいものについて説明をいたします。8ページ、上から2つ目、3款1項住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業とその下の福祉灯油購入費助成事業は、低所得者世帯への給付金の支給及び助成事業でございます。

2つ下の医師確保緊急対策事業費は、令和7年度の新規開業を見込んだものでございます。

3つ下の農業振興対策補助事業費は、JAのスイカ選果施設の建設に係る補助金でございます。

2つ下の県営事業負担金は、県営ため池等整備事業負担金のほか、6つの事業の負担金でござ

ざいます。

2つ下、道路橋りょう維持補修時業費は、坂戸橋の修繕工事、関山湯沢線舗装工事などでございます。

3つ下、中学校大規模改造事業費は、大和中学校改築のための基本設計業務委託でございます。

その下、スポーツ施設照明LED化改修事業費は、五日町雪国スポーツ館照明LED化改修工事でございます。

2つ下、農林施設災害復旧費（補助）は、能登半島地震による吉里地区の農地復旧に係るものでございます。

9ページをお願いします。4款3項広域ごみ処理施設建設事業費は、新ごみ処理施設に関する都市計画変更等支援業務委託、事務所棟の移転・新築に係る測量及び設計業務委託、旧し尿処理施設の排水設備等の移設工事の追加でございます。

8款2項消融雪施設維持管理事業費は、完了が見込めない事業を追加したものでございます。

10ページは、第4表、債務負担行為補正です。医師確保緊急対策事業に係る借入金に対する利子補給を新たに追加するものでございます。

11ページは、第5表、地方債補正となります。掲載したもののの中で13の起債において、事業費の増減や対象事業の追加などにより、表最下段の合計の欄、補正後の限度額に5億5,970万円を追加し、42億9,840万円としたいものでございます。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 ちょっと納得したいので、納得がいくように説明をいただきたいのですけれども、7ページの継続費の補正ということで、教育費の統合給食センターの建設事業です。我々の市内の子供たちに給食が行き届かないというのは望んでいることではないし、より効率よくおいしいものを食べてもらいたいというのは我々全員の願いだと思っておりますが、この建設に関して継続費で3年間で行う事業の年割額を変えていくという中で、今回5億円増加するというので先ほど総務部長からの大まかな内訳の説明があったのです。この議案が出ているこの瞬間で、瞬発的に5億円の内容を精査して、我々が判断をしなければいけないというには少し時間が足りな過ぎる。この明細があるのであれば、これはなぜもう少し事前に教えてもらうことができなかつたのかというところがまず1点。

特にデザインビルド方式といったような方法で造られていると思うので、設計している人と造る人がほぼ同じであるという中で、ここまで大きな変更が起きてしまったのはなぜだったのか。自分たちでデザインして設計したのにもかかわらず、施工するのになぜこんなにかかってしまったのかというところは、何か理由があるのであればその理由を教えていただきたい。

もう一つが、賃金が約2.2億円増加している。これは全体額から見ると10%近い割合になると思うのですけれども、ほかの職種から見て、賃金が10%増加するといったのが果たしてこ

の地域の実情として適正であるのか。適正であるのだったら適正である理由を説明してもらえれば納得するので、この辺りを少し説明いただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 詳細につきましては、また担当部局からご説明申し上げますが、質問の3点目の賃金というお話だったのですけれども、工事費の説明の中で賃金と物価水準の上昇分としてと私は説明したつもりでした。説明が足りなかったのであれば申し訳ございません。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず1点目の、事前に内訳が配れなかったかということですが、こちらについても私たちもどうしようかというところで考えたのですけれども、いつもの継続費補正であってもあまりこういうことがないので、取りあえずいつもどおりで行こうかというような協議を総務部、議会事務局ともさせていただいて、そういうふうになったところであります。

続いて2点目、デザインビルド方式なのになぜこんなに増えてしまった理由はということですが、大きく何点かあるのですけれども、まず1点は、当初契約のときに出している要求水準書の中に記載されているものと大きな違いが出たということが大きな理由だと思います。

1つ目は、供用開始が延びたという理由にも挙げられるのですが、排水先の変更です。それが県道の側溝ではなくて、南魚沼土地改良区の大排水路へ流すということで大きく変わったので、その辺が技術的にも大きく変更になりまして、また全量を排水路に流すのではなくて、分水しながら流していこうということもありまして、先ほど総務部長もお話ししましたが、それについては1億円くらいの増工になった。また、その排水先が変わることによって、今の敷地のレベルを40センチメートルほど上げなければいけないというところがありまして、盛土の工事も必要になったというようなところであります。

続いて、消防協議、あと地域振興局との協議の中で指示があったというところですが、こちらについては防火区画について指導があって、新たに防火シャッターですとか排煙設備、それに伴って全体の使用電力等が増えますので、電気の変電設備にも増額が出たというようなところであります。

ほかの理由は、あとは地盤に関してなのですが、当初こちらが提示していたデータと現場の地盤に大分違いがあったということで、新たにボーリング調査等を行ったこと、またそれに伴って地盤改良が必要になったこと等で、そちらが3,500万円くらいというようなところであります。工事のところで大きな変更があったというのは、今言ったような理由があったということでもあります。

以上です……（何事か叫ぶ者あり）すみません。あと、先ほどの賃金及び物価の変動についてですが、こちらについては、令和6年度分、令和7年度分と分けて試算をしてあります。令和6年度分については、令和7年度末の出来高を除いた残りの工事に対して12.5%程度の上昇を見込んで計算をしております。その中で1.5%までは受注者の**免責**だということでもありますので、1.5%を引いて11%分を措置したというような内容。

令和7年度分の上昇については、出来高を控除した残りの工事にこちら側は18.5%くらいの

上昇を見込んで計算しまして、令和6年度分で見込んだ12.5%分は除くと6%分くらいを措置するというような計算になっています。口頭では非常に分かりづらいかと思いますが、以上でございます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 今回の教育部長の説明を聞きながら、納得できる部分と納得できない部分というのが出てきて、最後の一言に集約されている。言葉で説明するのがとても難しいという一言で絞めてしまっている。つまり書類を出して我々に説明しなければ、それは我々にとって理解ができないものなのではないかと感じてしまうのです。というのも、5億円も変更される中で、それを本当にこの何十分かの間に我々はイエスなのかノーなのかという判断をしなければいけないのです。今の言葉で言って説明がつくのが難しいというふうに言われる説明を受けたとして、その判断がちょっと難しいのであれば、それは資料を提出すべきだったのではないかと。これは今からでも遅くないですけども、資料の提出はできないものなのですか、というのが1点。

もう一つが、デザインビルド方式というところで、ここまで排水先が変わってしまったとか、地盤がもう一回調査をしなければいけなかったとかというようなことが積み重なった結果、物価上昇であったり、賃金の上昇だったりも含めて5億円ちょっとなわけですよ。設計と施工を同じ人たちがやるということで、それを監理する人というのはそもそもいないのかということ、なぜそこまで——言い方は悪いですけども、雑な計画だったのかということ、もう教育部としてもここまで大きな変更をせざるを得なくなってしまったのは予想外だったということは——予想外だったということとは話は別なのですけども、そこら辺をちゃんと聞きたいです。

〔「そのとおり、説明資料があるだろう、それを出せばいい」と叫ぶ者あり〕

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、その説明の資料、書面ですね。要求があれば出すことはできますし、準備をしております。

続いて、デザインビルド方式で想定はしていなかったのかということなのですが、想定していなかった部分がかここへ計上されていると考えています。それは想定できなかったのかということは、私どもも想定はしていなかったため契約後にこちらが指示していたもの、あとは不測の事態だったものがありますし、受注者側としては、想定していなかったものしか増額できませんので、受注者側としても想定していなかったものが上がっております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 であるならば、用意されているのであれば、我々に資料を出してもらうことを要求したいと思います。

デザインビルド方式というところが想定外というところで、我々は、皆さんも含めて、子供たちにちゃんとしたものを食べてもらって、きちんと体を成長させて大人になってもらいたいという思いは全員一緒だと思うのです。その全員一緒の中で、思いが実現するに至るプロセス

がここまでごちゃごちゃになってしまうというのは、私はちょっと残念でならないです。

では今後、想定外のことが起こり得ることを含めて、仮契約書の中に何パーセントまでの増額が認められているというような条項があったり、様々な不測の事態に備える条項があるはずなのですが、ここまで想定外のことが起きるような仮契約を結ぶまでに行政という職務の中で、ちょっとこれは雑だったのではないかと思うのですけれども、その点もう一回説明いただけますか。納得したいのです。

○議 長 教育部長。

○教育部長 例えば、排水先の協議等であれば、最初の発注時点でそこへ流して大丈夫だろう、協議は整うだろうというところで、発注に至ったというところにおいては雑だったかといえば、詰めが甘かった、雑だったというふうには私は感じます。その他については、確かにその時点で想定されていたかというところ、そこはなかなかその時点で想定するのは難しかったのではないかと感じています。

○議 長 先ほど8番議員のほうから資料配付のお願いが出ました。執行部のほうでは準備をしてあるということで、ここで休憩といたします。今後は議会運営委員会できちんと要求するようにお願いいたします。再開を16時40分といたします。

[午後4時19分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後4時41分]

○議 長 先ほど8番議員のほうから資料要求がございまして、皆さんのお手元の配付資料について、執行部からの説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 では、お手元の説明資料をご覧ください。上から行きます。排水路布設工事です。こちらは先ほどの答弁とも重複する部分があるかと思いますが、南魚沼土地改良区との排水協議において南魚沼土地改良区の大排水路まで接続することになったということと、途中での分水処理が条件となったため、そちらの工事が増工となっております。

関連しまして2段目、大排水路へ接続するために建設地のレベルを40センチメートル上げることが生じたため、盛土工事に1,682万円の増。

3段目です。排水先の変更に伴って、今度は宅地内の排水路の設計変更が必要になりました。こちらは上流部の排水等が図面にないものを発見して、そちらの処理をするため設計が変更になった。併せて資材の変更が生じたため、2,200万円ほどの増となっております。

続いて、防火設備等追加工事です。防火区画の判断に関して、南魚沼市消防署及び南魚沼地域振興局との協議の中で防火区画の解釈について指示があり、防火シャッターと排煙設備等が増工になって5,300万円ほどになります。この中には、付随して増工となりました電気設備の分も入っております。

その下、追加のボーリング調査です。当初条件で市が示した地盤と現地が異なっておりまして、追加で2か所ボーリング調査を行いました。そのための増工が468万円ほど。それに伴っ

て、ボーリング調査に基づき地盤の改良工事が必要となったため、そちらが1,800万円。

関連しまして、電気設備等でアースを取る必要があったのですが、こちらは軟弱地盤等で粘土質層が多くてなかなかアースが取れなかったということがあって、75メートルほど掘ってアース設置抵抗工事が増額になり、1,100万円ほどであります。

その下の駐車場工事ですが、こちらは令和7年度から調理業務の委託業者が変わりまして、当初こちらが要求水準書で指示していた配置の人数よりも多く配置される見込みとなったため駐車場が不足するというので、その分の増工が1,200万円ほど。消雪パイプも合わせて1,200万円ほどになりました。

その下、雪冷房施設工事です。こちらは雪冷房施設の雪室の設備において、当初は22キロリットルの消雪井戸を回して、雪室施設のほうも使おうということでしたおったのですが、それを夏場も回しっ放しにするよりは、小さな専用の井戸を新しく掘ったほうがコスト的によいのではないかということで、こちらのほうを変更して追加の工事といたしました。

その下が物価のスライド分になりますが、令和6年度分の上昇率を12.5%と見込んで、1.5%を控除した11%を措置する計算になっています。令和7年度は18.5%上昇を見込んで、今まで見ていた分は控除しますので、6%分が措置されるという計算をしています。

こちらは見込みの計算ですので、変更契約時にはしっかりとした数字になるかと思えます。物価上昇分だけに限らず、先ほどお示ししました工事のほうでもこれくらいが見込まれるだろうという予算の枠を取っているということでもありますので、実際はこの数字にピタリということにはならないかと思っています。

下から2番目、モニタリング業務委託です。こちらについては、先ほど工事監理というお話もありましたけれども、工事監督はデザインビルド方式なので、共同企業体内から監督員が出ております。が、そちらのほうは監理監督といいますか、モニタリングする委託も別に出しておりますので、工事だけにかかわらず、こういった設計の変更等が妥当かどうかというあたりもする業務となっておりますが、そのモニタリング業務の期間も工期延長のため長くなったので、その分をここで盛っております。

一番下の許認可申請手数料ですが、総務部長の説明のとおり、当初はこちらの継続費の外での予算措置としておりましたが、関連する経費であるため今回この継続費に含めることとしたということでもあります。

以上で、この補正額の欄の計が4億8,245万6,000円ということになります。

この資料の説明は以上です。

○議長 本日の会議時間は日程第14、第25号議案までとしたいので、あらかじめ延長します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 資料が提示されたことで発生した質問1点にのみ質問の許可を願いたいのですけれども、よろしいでしょうか。

先ほどの最後の質問のときに提示してほしいということでした資料の、先ほどの教育

部長の説明では予期せぬことということで、地域振興局のことであつたり、防火シャッターのことであつたりというところが**挙がって**きてはいたので、それは協議の上で指摘を受けたので、変更せざるを得なかった部分ということで理解はしました。

賃金に関してなのですけれども、これは12.5%の上昇を見込んで、1.5%を控除して11%ということです。新潟県が出しているいわゆる公共工事の労務単価についての資料を見る限りでは、おおむね全職種といったところでは6%の上昇、主要12職種といったところでは5.6%の上昇といった資料を県が示しているものがあるのですけれども、この12.5%の部分とこの6%の差の部分というのは、一体どのような業者から受けてこの数字にしたのかという点だけお答えください。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 この数値につきましては、業者のほうから、またコンサルのほうからも資料を取り寄せまして、今現在全国的にどの程度の上昇が起こっているのかというところを調査の上で決定をしております。

ただ、将来的なところで算定時点では見込みというところもございましたが、今現在手元にあるものでは、過去の事例としては10.85%の上昇、1.5%を控除して9.35%を措置したというような事例もございます。そういったものも参考にしながら、ただこの継続費等の予算を計上した時点で見込めるというところで、ちょっと強めになっているところがあるのは事実でございます。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 新しくいただいた資料のほうで、上から4番目、防火設備等追加対策と追加工事とあるのですけれども、先ほど要求事項になかったので入れたという教育部長の答弁があったのですけれども、根本的なことを言ったら要求事項にないような設計をしていたわけですよ。もう一つの業者はしていたか、入れたか分かりませんが、そういう業者さんが落札したということ自体が私はちょっと分からないのです。コンサルがいて、全てにおいてちゃんと必要事項は出ているはずですよ、それなのに抜けていた。でもそれでも通った。それははっきり言って私には訳が分かりません。

それと、またこれ南魚沼振興局との協議においてとありますけれども、消防署及びと書いていますよね。消防署とは市の身内ですよ。そこが何で分からなかったのか。私から言えばそれはいくら何でもという話になります。ましてやこれは5,000万円ありますけれども、今回2つの業者さんが入って、片方5,000万円で高くて——そこも理由があったかもしれないけれども、落としていないわけです。これは5,000万円あったら変わるかもしれないから。そこら辺ちゃんと精査したのか、もう一回確認をお願いしたいと思います。

それと同じ話で、現地の地盤ボーリング、市が示した地盤と現地が大きく異なっておりと言いましたけれども、それも本来はコンサルがいて、きちんと出す条件として何でそこが示されなかったか私にはちょっと分からない。これになると、私は今後どうなるか心配、コンサルが

そんなありさまだとともに建つのかとくらいに心配になってきます。これはコンサルが悪いのか、それともほかに何か問題があっただけなのかな、ちゃんと説明してもらわないと、安心して予算なんか渡せませんよ。

それと、先ほどの永井議員の質問に対して——私もここに持っていますけれども、基礎とか型枠とか入って——**ただ型枠工**だっていると思うのですけれども、五、何%しか上がっていないわけです。それが何で12.5%なのか。経費も混ぜているのだとしたら、経費も混ぜていると言ってください。そうしないと分からなくなると思います。経費も計上した上で——でも経費を計上してもせいぜい10%ですよ、5%しか上がっていない。そこら辺をもう少し詳しく言ってください。

以上、3つです。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 まず、ご質問の1点目、消防設備に関してです。大平議員がおっしゃるとおり、当然この業務委託につきましては、当市の要求水準書をお示ししまして、それに基づいて2つの事業者の皆様からご提案をいただいています。当然この事業提案につきましては、内容を確認しまして、当市の要求水準書には合格しているということで採用になっている経緯となっております。

消防署との協議の段階では、消防署のほうとしては問題がないのではないかとというような回答をいただいておりますが、その後の地域振興局との協議の中でそれが認められないというふうな形になりました。私も今回これを計上するに当たって、そもそもうちの基準に合格していなかったのではないかとこの疑義を当然持ちましたのでそこは確認しましたが、当市の要求水準書の基準に合格していたということとなっております。ですので、言ってみればそれ以上の想定していない要求のものを求められたために、うちのほうでこれは上乘せして見なければいけないということで、今回対応しているというものとなっております。

2つ目の地盤につきましても、これはもともと私どものほうで地盤調査を行って、そのデータを業者さんに提示して、そのデータに基づいて、それであればこういうような施工ができます、この金額でできますという提案をいただいております。ですので、その内容につきましては、当市が示した要求水準書はきちんとクリアしていたものとなっております。

ただ、これにつきましては、その後実際に掘削等を行った中で、示されていた地盤と大分違うということが施工業者のほうから出てきて、そういう現地とは異なる状況が認められた場合には、そこをきちんと報告することとなっております。これが、今回うちのほうで様々な対応する基準となっている約款があるのですけれども、その約款の第29条に基づいて業者さん側からの報告があり、追加の調査を私どもが指示し、また現地の状況に応じて協議した結果、地盤改良の必要がある、当初の想定を越えて地盤がよくなかったということが判明したということで、今回の上乘せの対応になっているということでございます。

最後は、コンサルのチェックのことについてです。物価上昇の部分につきましては、先ほど私も説明を申し上げましたが、この補正予算を出す段階で、確認した範囲でちょっとそういう

ふうな数字が出ました。やはりこれは予算という考え方がございましたので、若干強めに見ているということはあるのですが、当然これは最終的に変更契約を結ぶ際には適正な**実勢**に合わせて行いますし、これは当然事業費がどれだけ上がったかというところで見ますので、諸経費等も入っている内容となっております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 防火設備とボーリングのことで、うちの市の要求水準書には合っていた。それはそうですね、それがなくなってしまったら、そもそも落札するのはおかしいという話なのです。だから逆に私が聞きたいのは、何でそんなふうにならぬ地域振興局に相談したら駄目と言われるような要求水準書になってしまったのか。そういう入札事故になってしまった、それが何で入札しているときに分からなかったのか。そういうことではないのですかということ。ちゃんとコンサルがいるのだったらそれを正してもらわなければ、コンサルもただでやっているわけではないのだから、お金を払っていますから。それをやってもらえなかったのか、そういうことをお聞きしたい。どういう打合せをやってそういうことになったのか、今後はちゃんとできるのかということをお聞きしたい。

あと賃金で、諸経費が入れば多少上がるのは分かる、倍、半分になるのは分かっているのですけれども、ただ、今課長が言ってちょっと気になっているのが、これは予算措置だからちょっと多めに取っている。あとでちゃんと修正するという話がありましたけれども、来年度も10%上昇を見込んで6%措置といえば、これは普通上がりますよね。そのときに上がった分だけではなくて、物品とか材料とかで下がったものもありますよね、それもちょうど下げるのか。上げるだけではなくてちゃんと下げるのかという、そこもちゃんと——正直、多分材料の中で令和6年度分だけでも下がったものは何個かあるはず。それはちゃんと見ているのかどうか。それは今の時点で確認が取れているけれども、あえて予算措置だからこういう取り方をしているのか。その点をお願いいたします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 コンサルが入っていて、その辺のところはどうだったのかということだと思いますが、その点につきましては、要求水準書をつくる段階から外部の有識者の方からも入っていただきながら、要求水準書は作っていたという経緯がございます。当然そこで求められているもの——その中にはこういった防火のことについてはあまり詳しくやったということではありませんが、どのような施設を造るべきか、どういうものを機能として盛り込むのか、市としてそれをどういうふうにも評価するかということも含めて、有識者、大学の教授などからご検討いただきながら進めてまいりました。

その中で、そういった様々なアイデアを具体的に形にする中でコンサルからも入って**ら**っておりますし、そのコンサルから引き続き今このモニタリング業務委託という形で実際の施工について適正に行われるか、またその新たな変更が生じた際にきちんと内容が適正であるかというところを見ていただいております。そこは我々もきちんとやっていただくということが

当然ですし、今後もその部分はきちんとやってもらうように確認してまいりたいと思っております。

あともう一つ……（何事か叫ぶ者あり）申し訳ありませんでした。この物価スライドのところにつきましては、当然変動に応じて対応するという事になっておりますので、1.5%の増減に関しては免責部分という形にはなりますが、そこを越えた部分につきましては当然見るという事になっておりますので、下がった場合についても当然対応するという事となっております。

以上です……（何事か叫ぶ者あり）今現在、個別に、手元にちょっとそこまでの情報は持っておりませんが、担当している者からは今全体的にこれくらいの上昇があるというようなことしか把握しておりません。申し訳ありません。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 今回の件もコンサルとちゃんと話しして、そういうところをちゃんとしてもらわないと、という話はしたのかという、そこは思っている……そこはちゃんとしたのですか。

それと申し訳ないけれども、やはりコンサルが何と言おうと、自分たちでデザインビルドを見抜く力がないとできないと思うのです。これからまたデザインビルド方式は増えるかもしれないけれども、今回設計・施工というのはすごく重いのです。自分たちで設計して、これで行います、この額で行いますというのだから、設計・施工というのは本当に重いのです。それをやはり受注者側も発注者側もちゃんと分かってやってもらわないと、デザインビルド方式なんてうちの市でやらないでくれと私は言わなければならぬのです、本当に。それくらい設計・施工というのは重いというものをちゃんと認識していただきたい。そういうことですので、その意思がちゃんとあるのかないのかという話です。

最後にまた言いますけれども、そこはちゃんと把握してほしかった。下がっているものがあるのだったら。そこは把握しないと、後でという話にならないと思います。ちゃんとそこは発注者として受注者と話をしてもらわないと、上げるだけというのはやはりよくないのです。そこもちゃんとご理解していただいた上で動けるのか動けないのか、それだけお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、デザインビルドの契約方式を見抜く力を持つということでありましたが、デザインビルド方式はうちもやっとなら始めましたけれども、全国的にも数が増えてきているようではありますが、そんな中で今議論になっているようなところ、物価スライド分をどうするのかとか、最初の入札された額をどう変更できるのかというところが問題になっていると聞き及んでおります。今後、私たちの市がこれを積極的にもっと入れていくのであれば、発注者側のスキルももっと上げていかないと、いろいろな問題が出てくるのではないかと思っておりますので、そこは職員のほうも勉強していくことが必要かと思っております。

あと物価上昇については、上げるだけではなく、下がったものもありますということで、ちゃんと把握をせよということに関してです。こちらも賃金、あと資材とかいろいろなことを加味して計算していかなければいけないと思っておりますので、当然上がった分、下がった分の情報を

取って抜けないように、ご指摘のとおり気をつけてやっていきたいという所存であります。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 点ほどお聞きします。7 ページですけれども、ここに健診施設が上に出きますよね。統合給食センターが出てきます。今言った物価スライドで言うと、統合給食センターは上がりますけれども、健診施設は戻しと同じ額でなっているのですが、契約がそういうデザインビルドだと違うのか、その辺がどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

今ほどから出ていることなのですけれども、入札制度がありますが、地盤もそうでしょうし、やはりそういうところをしっかりと入念に地元の打合せを先にやっておけば、これほど額が上がらなくてもできたものだとやはり思います。今後のことについてしっかり——今も言ったかもしれませんが、今後ほかの入札するときも、やはり二度手間にならないような入札をしていかなければいけないと考えていますが、執行部の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今、継続費のところ、上段と下段のことでお話を 1 点目にされておりましたけれども、上段の健診施設等建設事業につきましては、下段のほうに出てくるようなことは今のところは聞いておりません。

もう一つ、入札制度という中で、地元との協議をしっかりとやっておけば、このような後回しのような事業にならなかったのではないかとということでございます。工事を発注する前の準備というところを、もう少しきちんと庁舎の中で協議をするようにして、漏れがないようにして工事発注に臨みたいと考えております。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 問目の趣旨と答弁が全然違うのですけれども。上がるとは聞いていないのではなくて、契約でこちらは上がるのに、健診施設のほうも同じ仕事をしているわけですが、こちらは下がっているのではないですか、物価スライドの部分で……（「物価スライドの契約と……」と叫ぶ者あり）物価スライドで片一方は上がるけれども、片一方は仕事……という意味、分かります。契約の中身は、片一方はそういうことができる契約で、片一方はできないのか。上がると聞いていないのではなくて、同じ仕事をしていけば、健診施設のほうも上がるのではないかと普通は考えるのだけれども。

1 回目、2 回目の質問ではなくて、1 回目の質問。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 健診施設については、事業費全体が最初から 37 億円というふうに、高いと言われていましたけれども、それまでに非常に物価が高騰したということで、非常に物価高騰のマックスの状態を見切った上で建築と電気とそれから設備と 3 つのグループに分けて入札しております。それは法令に従って一定程度の物価上昇があれば、それを賄うように従うというのはルールになってはいますが、今のところ私どもとしては進行管理上、そういったことからきめ細かくミーティングをやって、この範囲で抑えてくれということできているとやっております。

たまたま今お話を聞きますと——教育委員会のほうのことを私が言うのはおかしいですけども、恐らく私どもとしては契約したときが、物価上昇がピークアウトしそうなときだった。それで、教育委員会のほうは、そういうふうなピークの前といいますか、そういう状況もあって、そういう期間の関係が少しあったのかと思いますけれども。

私どもとしては、高いと言われながらやはり責任を果たすために必要なものについては予算要求しております、なお、補助金も最初はつかないと言われていましたけれども、今度は5億円に対してまた2億円をプラスして、そういう形で事業費の半分は国庫補助をもらえているというような形でありまして、順調に行っていると思っています。私のほうでうまく比較はできませんが、私どもの状況としてはそういうふうな進行管理をやっています。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ならば、やはり入札時に安く受けて、後から高くということができてしまうようなシステムになりかねないのです。そうしたら、健診施設のように二、三年かかる事業だったら、やはり物価スライドを当然見込んだ上で入札を行っているわけなので、その辺をやはりしっかりやっていかないと、では安く入って、後から物価スライドで上がっていくというやり方でほかの人は入札に参加しているかもしれませんね、落ちたほうは。それも分からないですよ、たられがないので。なので、そこをしっかりとしないと、こういうことになってくるのではないかと考えています。

片一方は上がって、片一方は上がらないということは、健診施設のほうは見込んだ上で入札だったのだと思いますけれども、そういうことをやはり今後は入札のときから考えていくべきだと思います。その点についてお聞かせいただければと思います。

地域の声ということもありますし、防火のことも市のほうで設計担当の方がいるわけですので、そういうところもやはり先に見ておけば、ここで地域振興局のほうで後から言ってきたのではなくて——では最初に設計に入っていたものだってあったわけですから、新しくこうやって買えば、それだって今度は使わなくなるのか。そういうこともあるので、地域のこともそうですけれども、防火のこともしっかりと図面の段階でやっておけば、こういうことにならないわけです。その辺をしっかりとしないと、これはみんな本当に税金でやっているわけです。統合給食センターは当然、子供のために造らなければいけないものです。そういうことを今後しっかりやっていっていただきたいという質問です。いかがでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 最初の入札の方式についてです。安く入れて、後で増額をどんどんしていくのがありのようなものになってはいけないというご指摘です。本当にそのとおりだと思います。でもその入札のときに、物価上昇分を見込んで入れる方がいるかということ、恐らくそんなにないと思います。というのは、そこで見込んで入れるということは金額の高い札が入るわけで、そうするとそこでの落札のときには不利になってくるわけなので、その辺のところが一概には言えないのではないかと考えています。

あと、デザインビルド方式について、工期の短縮だとか設計と工事が一緒なので、工事費も

抑えられるというようなどころがあるのですが、今回、結果的にそれが工期も短縮できませんでしたし、いろいろな課題が見えてきていますので、先ほど来申し上げていますが、その辺は今後よく検討して採用するかどうかは考えていかなければならないと思っています。

2点目、職員で設計担当とかいるのでその辺もよく見てということでありましたが、今回は先ほど言ったモニタリングの業者も入れて要求水準書を作っていますので、その辺は抜かりなかったのではないかとはおもっておりますが、多くの目で見るというところはそのとおりでありますので、そういうところも今後検討していきたいとおもっております。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 教育部長が今答弁したのですけれども、なので先ほど来言っているわけです。安く取って、入札時に片一方はそうなるでしょうと見込んだほうでオーケーで——普通に考えれば安いほうが当然勝つに決まっていますよね。だけれども、そうではないでしょうということです。

今、普通の生活をしている、仕事をしている皆さんで給料が1年で1割なんて上がっていますかとやはり感じるころもありますので、そういうことも踏まえた上で——何年たっても工事は決まっているわけですよね、追加が出たとしても。そういう部分も考えてやはり入札も考えなければいけないのではないですか。

安いばかりではなく、そういうことも考えなければいけないのではないですかということをおしは言っただけで、今の教育部長の答弁で安いほうに入れてくるのが当たり前ですと言われれば、そんなのは普通分かります。だけれども、発注者としてはそういうことも考えた上でやはり出すべきではないか。そうすれば安い人が後から上げてくるのがよければ、みんな安く入れていいのですという入札制度でやってしまうのか。その辺をやはりしっかり見極めていかなければいけないのではないかという思いで質問したのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃっている視点は分かりました。ただ、誰が落札するにせよ、やはり発注者と受注者というのは対等な関係なわけですから、どんな長い工事でも短い工事でも不測の事態というのは生じるものだと思います。そういったときのために、やはり契約の中において、そういったものが生じたときにはどうするのかというものを決めておくべきだと思いますし、そういったものは約款の中にも定められておりますので、業者の方々からの要求があったときには協議をさせていただき、正当なものは金額として認めるというようなことで取り組んでまいりたいとおもっております。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木一君 いろいろ質問は出尽くしたかと思っておりますけれども、ちょっと理解できないのが、防火シャッター1つを取っても、これは後で防火シャッターが必要だということを常識では考えられないと思うのです。では建築確認を取らないうちに仕事を始めたのかと言いたくなるわけです。確認申請を取るときに、この建物は防火シャッターが要りますと言われます、もしあれでしたら。今頃になって追加工事で防火シャッターが出てきましたなんて、ちょっと。

地盤調査もそうです。この入札説明書を見てください、設計事務所は何をやるかと書いてある。事前にきちんと調査で、南魚沼土地改良区とも調査すればいいのです。排水がおかしいから1億円追加だなんていう話はちょっとおかしいと思う。ボーリング調査だって、完璧これだけ大きな建物をやるのに、ボーリング調査が足りなかったというのはどう考えてもおかしくないですか。

それとコンサルに——余計なことですが、コンサルに頼るのはもうやめたほうがいいのではないかと私は思うのです。かつては、コンサルが入って設計事務所がついてきて、そんな話になるわけです。塩沢町時代からあまりいいことがなかったと思っています。

ただ、今回5億円近くを認めたとして、では今後、令和7年度中工事がかかるわけですが、将来幾らかかるのかという気はいたします。安い人は落ちた。安くて、プロポーザルの段階で落札したわけですよ。では落ちた側の言い分も言わせてもらいたくなりませんか、こんな5億円も追加して。

それと、継続費で今回補正が出てくる意図というのがちょっと分からないのです。これは一般会計予算でも6億円か何か出ていますけれども、ここで4億円の意味が私は分からなくて、ここで継続補正を我々が認めるのか、認めないかを求めているのか、そこをちょっと確認したいのです。継続費の補正、どういう意味でここへ出てきたのかということ。それをちょっと答えてもらいたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2点目の継続費の関係です。これは鈴木議員のおっしゃるとおり、令和7年度予算にも出てくるというお話が出てきておりますので、総額の補正をここでしておかないと、令和7年度予算のほうに反映できないということになりますので、このタイミングで出させていただきますということでございます。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 教育部長。

○教育部長 最初の防火区画の件です。要求水準書をつくるときは、標準的に認められているだろうというところの要求水準を多分作っているのではないかと思います。その後の細かい設計に入ってきたときの協議で指摘があって変わったと捉えています。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 ちょっと答弁もよく分からないのですけれども、一般的に工事を始める前に地域振興局へ出して建築確認を取っておくわけです。昔は役場経由で出しましたけれども、大きなものになれば、本庁で確認を取るわけですよ。地域振興局範囲では取れない。だから、ここで何で防火シャッターが追加で出てくるのか。確認申請を取っていれば、どう考えたってこんな出てくるはずはないではないですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 確認申請を取る段になったところで、こういう協議が出てきたと捉えています。

〔「全然分からない」と叫ぶ者あり〕

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 全然分らないです、これ。ではその前に入札してしまったということですか、確認を取る前に。「ずさんだな」と叫ぶ者あり）それはちょっとひどくないですか。全然おかしいと思う、常識では考えられない。だから、設計者に何を求めているかここへ書いてあるでしょう、きちんと設計をやってください。そして排水が変わったから1億円追加だ。こんなのどう考えても事前に南魚沼土地改良区とやるべきだよ、同業者は言いづらいところもありますけれども。

どうもこの追加工事が納得できない……納得できない。どんな答弁をもらっても全然納得できない。だから、おっかなくて……（「すみません」と叫ぶ者あり）聞いてみよう、……もっと納得させて……。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 通常の市で設計を行って、それからその設計に基づいて発注を行うという方式であれば鈴木議員のおっしゃるとおりであります。ただ、今回発注方式がデザインビルド方式というものになっておりますので、こちらではこういう水準のものを造ってもらいたいという要求水準書を作成し、それを見た業者が私どもであればこういったものが造れますと提案をいただいて、それに基づいて最終的には設計をして、設計ができたものに関して、その後建築確認を取るという手はずになります。

要求水準書をつくる段階においては、当然通らないような水準を設けては駄目ですので、そこは当然そういった設計等の経験のあるコンサルにも入ってもらった上で、通常他市の——今回うちのほうで想定している3,000人規模の給食センターであれば、こういったものが要求されるのかというものに基づいて我々は基準を決める。その基準に基づいてきた提案をチェックし、ちゃんとクリアしている。だから、その時点ではちゃんとクリアしているのですが、そのクリアしたものに基づいて設計し、設計が出来上がってきた段階で、では排水の協議をここからこういうふうに流すのでしまししょうですか、またはそこから実際に建築確認を取るための協議をあげる。ですから、設計は発注後に行う形になりますので、そこは発注方式としてご理解いただきたいというふうには思います。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 デザインビルド方式、なかなかいろいろと慎重に研究してから、また考えてほしいというのが、まず1つです。

それこそ、統合給食センターの契約の中には物価スライドでの条項が入っているわけです。1.5%までは払いませんけれども、それ以上越えたときは払います。先ほど健診施設のこともあったわけです。健診施設についてはそういう説明があったのですけれども、実際健診施設の契約の中に物価スライドの条項、物価スライドをした場合は払うというのがあったのか、なかったのかというのが、これまた大事なわけです。仮にその条項がないのであれば、これはこれである意味このまま行くという先ほどの説明でいいと思いますし、説明は問題ないと思うので

すけれども、やはりあるのは、例えば二番手の人だってやはり納得いかない点あるわけです。物価スライドで後でやったとか、デザインビルド方式で後からこういうふうに言われたというのがあるので、これは要は契約の内容がどうだったのかというのが、もし分かれば、健診施設のいい点はいい点で勉強してもらわなければいけないわけです、と私は思うのです。健診施設は物価スライドを認めないという条項かもしれないわけです。それは分からないので、どうだったのか、もし分かればでいいので答えていただければという思いがあります。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 健診施設の場合は、国土交通省の指導によりちゃんとその物価スライドを契約書に明記して契約を行っています。つまり一定程度のパーセンテージを越えたら、合理性があるならちゃんとこちらで支払うという形になっています。ただ、先ほど来申し上げましたように、進行管理上、最初から事態を想定して、ピーク時の物価といたしますか、材料費といたしますか、そういう値を想定しながら予算要求し進行管理をやっていたので、今のところこういうことは幸いに起こっておりません。起こっておりませんが、その場合には、これは恐らく契約上書くというのは全国のルールだと思います。そういうふうに理解しております。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 やはり長期に及ぶ工事について、ある自治体の工事をした地元の業者は、5%くらいしか補正というか、追加工事が認められなかったとかそういうのもあるわけで、やはりこの10%とか16%上昇するというのは、非常にあれな点もあるので、もっといろいろな契約方法を研究して、今回みたいにもめないようなことをまた頑張ってもらえればという思いがあるのですけれども、そこの心について聞いてみたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議会の中でいろいろな議論をいただきまして、大変ありがたいことだと思います。デザインビルド方式を初めてやってみましたが、私どもが至らなかった点も数々あったかと思っておりますので、その点をいただいたご発言をもとに、ご質問をもとに改善しながらこれからも進めてまいりたいと思います。

ただ、今まで申し上げていた発注者、受注者はやはり対等の関係でございますので、必要なものについて認めないとか、そういったことはしてはいけないものだと考えております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点伺います。駐車場の工事の件ですけれども、これは今までの議論とか、ほかの項目の追加になる理由と少し状況が違うと思うのです。これは自校方式のところもセンター方式の給食センターも、両方一括で委託することにしたから変わったということで、そうすると市のほうの理由なわけです。それで駐車台数を増やすということですが、一体何台増やすと、消雪パイプの工事も含めてこの1,209万円も増えるのか。給食センターですから大きな車でいろいろな車が入ったり出たりとするわけだと思うのですけれども、この当初の条件というのは全く余裕を見ていなかったのか。その辺がちよっと不思議でならないのですけれども、駐車台数を何台増やすということでこの金額なのか伺います。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 お話しいただきましたけれども、今現在給食センターの調理業務につきましては、令和7年度からの調理業務受託者を選考しました。その結果、実は今回受託業者が**変わる**という事象が発生いたしました。この想定をした際には、令和6年度まで業務を受注していたその受託者とちょっと協議をしまして、新しいセンターでは何名くらいの配置でできるかということで人数を想定しておりました。今度業者が**変わって**しまうことになりましたので、令和7年度から新しく受注する業者の配置計画を確認したところ、そのときの想定よりも多くの人数を配置するというような計画がなされておりましたので、ちょっと駐車場を増やさなければいけなくなったという状況でございます。ちなみに56台の想定であったものを、63台に増やすという内容の変更となっております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 これだけの台数を増やさなければいけないという、きっちりと何の余裕もなく駐車場というのは造っておくべきものなのかというところが分からないところなのです。そういうふうに変化があったときにいろいろな人も出入りもするでしょうし、業者も来るでしょうし、ある程度余裕を見て駐車場とは造っておくものではないのかと思ったので、受託業者が**変わった**からといって、一気にこれだけの追加工事をするということが必要になったというところが——ではこの56台から63台は職員とかそういうのだけではなくて、ある程度予備をどれくらい見ているのか。今後またいろいろなことが変わって、また増やさなければいけないとか、そういったことが起きてこないかどうか。ちゃんと安全に車が出入りする、そういうことを考えられたこの台数になっているかどうか、再度伺います。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 まず、そもそも駐車場には従業員のほかに来客用、それからあと障害者の方のそういったような広いスペース、あと当然配送車両の分も全て勘案してあります。配送車両等は、当然条件は変わりませんので増えていることはございませんが、今そこで働く方の配置人員の計画が増えたことに伴っての増となったということでありまして。全体の中としては、当然来客用をどの程度見込むかというのは実績に基づいてある程度の余裕を持った対応にはしておりますが、そこに勤める者の配置が確実に変わったということで、今回そのような対応になったとご理解いただければと思います。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1点お伺いします。私はどうも分からないのですけれども、今になってどうしようもないと言われればそれまでなのですけれども、この排水の部分であります。これで大体盛土も入れて1億8,000万円かかっているわけなのですけれども、なぜこの南魚沼土地改良区との排水協議において途中で駄目になったのか。当初はオーケーという指示で動いたからこういうふうになっているのだと思うのですけれども、そこはどのような形で皆さん方は協議をし、なぜ変更——ここに若干書いてありますけれども、そこが私は分からないのです。始まる前

にこの協議をきちんとした中で始めたと思うのですけれども、なぜこうなったのかお伺いさせていただきます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 敷地内の排水につきましては、当初は県道の側溝へ流す予定としておりました。県との協議が整うと——これも思ってなののですけれども、その協議が途中で駄目になったということでもあります。その次は、南魚沼土地改良区の大排水へ流す作戦です。それで全量をそこへ流そうと思ったのですが、南魚沼土地改良区の委員会とか、下流の住民とかから、いや、そこに全部ですと駄目というお話がありまして、ではそこは南魚沼土地改良区の大排水路には流すのですが、そこを途中で分水して、ほかの水路にも流すというようなところで協議が整ったという流れになっております。

先ほど1億8,000万円というお話があったかと思いますが、その排水施設の工事だとおおよそ1億1,000万円程度——排水関連ですと——になっています。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 すみません、私は盛土の部分を入れた中でちょっとさせていただきました。ご理解ください。

例えば、旧大巻小学校の排水がありましたよね、その兼ね合いはどうなっているのでしょうか。旧大巻小学校でもきちんと排水していたわけですから。今まではあれだけの建物でもきちんと排水していたわけですから。それがきちんと決まっていれば、あそこの場所だっていくらでもできたはずですよ。後になってこんな状況になっているのだとしたら、場所の設定だってかなり変更ができるのではないかと。事前の調査というものが本当にされていたのだろうか。こんな調査で発注したのだとしたら、こんな状況になって相手方もまた大変ですよ。この旧大巻小学校の排水の形はではどうなっているのでしょうか。それもお聞かせください。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 今回建設用地をグラウンドとしておりましたので、それが宅地化されることで排水の量が絶対的に増えるという要素がまず1つございます。もともとのこういった排水につきましては、今は四十日新道の集落の中を抜けて、最終的には国道17号線の排水に落ちているのですけれども、その部分につきましては、今、既に大雨時には水があふれることがあるということで、地元からはそちらには絶対に流さないでもらいたいというような事前のお話をいただいております。

ですので、そこ以外の場所に接続を検討しなければいけないということで、当初は県のほうにお願いして接続をさせていただこうということで進めておりました、ある程度のところまでは内諾をいただいていたのですが、最終的なところでやはりそれは駄目だということになり、急遽そちらのほうに振り向けなければいけなくなったという事情がございます。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君　それでは、発注する段階ではまだ不透明だったということですか。大丈夫だと確信を持ってしたと思うのですけれども、それだけの調査しかしていなかったということでしょうか。県にして大丈夫だというのがなぜ駄目になったのか。要するにそこが分からないのです。地元との協議はあふれるから、それは分かりました。そこがなぜそういう形になっているのか。やはり基本的な——言葉尻で本当に申し訳ないのですけれども、私から見て、だろーだとか、そういう思い込みで発注している部分がかかなりあるような気がしてならないのです。ちょっとその点が本当に私ども採決するほうとして、はっきり言って今後本当に大丈夫なのかという不安感が先に来るのが正直なところであります。その点、もう今後はそういうことではないとみなしてよろしいのですか。もう一度確認をお聞かせください。

○議　長　教育部長。

○教育部長　今日の前段でも申し上げましたが、その排水の協議については、やはり見切り発車的なところがあったと言われると、そうだという反省点がございます。

　　今後は、全てがきっちり同意がそろってから次へ進むということになると、ちょっと事業の進みが遅くなるということで、並行してやらなければいけない面もあるかとは思いますが、今回のように途中で迷走することがないようにしていきたいと思っております。

○議　長　13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君　まず、継続費の話が続いていますので、継続費の話から質問させていただきます。いろいろ話が出ていますけれども、細かいというか、個々の増工になった部分はいろいろな人が話していて分かりました。ただ、私が一番心配しているのは継続費という特殊性。債務負担行為とは違う継続費、さっきも答弁ありましたけれども、これがないと来年度予算の結びつきができない。継続費は債務負担行為よりも来年度予算を拘束するのですよね。そういう意味で、議員の皆さんはこの5億円くらいの継続費の増がこの時点に来て通るというのは、非常に議会としてやはりこれはうまくないというような気が私はするのです。それが一番大きい。では細かに聞いてみれば、これは何だ、これはどうなのだと言え、あれもおかしい、これも変だ、あれもおかしいではないか、当初で分からなかったのかとみんな出てくるのです。

　　一番問題なのは、継続費という特殊性ということに加えて当初の入札、学校教育課——大変失礼ですけれども、事務屋さんがこういう建設事業の入札の中身をチェックするなんていうのは非常に難しい。そしてましてや、また継続費で増工みたいな話が出てくればなおさら難しい。そういうときに、これが妥当かというような段階の当初の契約、そして継続費も絡めて増工になるときの契約、財政的な立場で契約の在り方というか妥当性というか、そういうチェックがないとこれはデザインビルド方式だけの問題ではないです。

　　一般の事業だってみんな同じことが生じると思うので、そういうところをやはりきちんと今後考えてもらわないと、非常に議会としては不信感だけ大きくなってしまおうというようなことになると思うのですけれども、そこら辺の考え方があったらちょっと教えていただきたいと思うのです。

　　ほかの方はまた継続費の質問あったらしてもいいのですけれども、私はほかの質問もありま

すので、ほかのところもちょっと。これは全体でいいのだよね。

それで、ほかのところを少し質問させてもらいます。25 ページ、立地適正化事業債があるのですけれども、これは健診施設の関係なのですが、2 億 1,300 万円補正されていまして、多分 6 億 7,400 万円くらいの起債になったと思うのです。それで当初の再編計画の中では、この事業は大体 13 億円くらいの起債で予定していたのですが、ここで 6 億 7,000 万円くらいという、大体もう予定している起債の半分くらいはこれでもう済んだというか、消化したのかというような感じを受けるのですけれども、そこのところを 1 つ教えていただきたい。

もう一点が 27 ページ。一番下ですけれども、北里大学支援補助金があるのですが、1,598 万 8,000 円というような、ちょっと何か切りの悪い数字なのですけれども、そこら辺、どういう基準があるのか。またこれは単年度だけなのか、継続的な補助金なのかというところを教えてください。

以上、3 点。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 点目の入札の関係でございますけれども、契約段階の話ですが、今回のデザインビルド方式というものにつきましては、要求水準書というものがあって、それに沿った内容なのかどうなのかという審査をした上で、そこに当てはまっている業者が参加されたと理解しておりますので、その部分についてそこはなかったと考えております。

この増工とかそういったところにおいて、契約的な見方ということでございますが、今の予算計上につきまして、何も業者からこの金額でというようなことではないわけです。あくまでも物価スライドや追加工事といったものを行政のほうから見込んでみると、このくらいになるだろうというものでございますので、今、佐藤議員のおっしゃっている、これからそういったものが正しいのかどうかというものは、契約も含めてチェックしていかなければいけないものと考えております。

3 点目の北里大学でございますが、令和 6 年度分の内訳につきましては、卒業だから 4 年生ですね、4 年生の奨学金ということで私どもは聞いております。あとはプラスわずかな金額でしたけれども、学園祭分というものも入っていたかと思えます。令和 7 年度にも補助金は、当初予算の中で計上させていただいております。その中でも北里大学で同様の仕組みを今度は入学してくる方々にも広げたいというようなところも含めて考えておられるようで、補助金を継続計上させていただいたというような状況でございます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 2 点目の件ですが、令和 7 年度の当初のものは今ちょっと資料がないのですが、令和 7 年度につきましては、今予算に 22 億円程度が計上されますが、そのうち約半分くらいは起債で充てるというようなことで予定されております。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 分かりました。これはいろいろ事業内容が変わってくれば変化するので、仕

方ないことなのですから。

では、後段のほうからしますと、10億円くらいということなので、今ここに6億7,000万円ありますので、あと起債が十六、七億円にはなるかという思いがするのです。そうすると当初の計画からすると3億円か4億円か、その辺は起債が増えたという見方でよろしいのか、というようなことを確認させてもらいたいと思うのです。

あと、この前段のほうですけれども、総務部長がおっしゃるのはよく分かりますし、ただ私は先ほどから言っていますように、継続費という特殊性が非常にあるので、そこら辺特にだけれども今回の場合みたいに5億円の増工となれば、それが当初の契約からして、増工が適正かどうかというのはいろいろの目で見ないと、議会の立場としては非常に判断に困るというか、いろいろな考えが今みたいに出てくるのです。ちょっと安く出していて、高く終わらせれば得するのではないかみたいな考えも出てくるかもしれない。そういうようなところのチェックを、今回のときに限らず契約というところでチェックする仕組みというか、そういうのが必要ではないかというのが今回改めて感じたのですけれども、そのところをもう一回だけお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 この時期の継続費の総額の変更ということは非常に気をつけなければいけないということは、おっしゃっている意味は分かっております。その中でもやはり令和7年度の当初予算に向けてここで計上させたということ、大変申し訳ありませんがご理解いただければと思っております。そういった中で、契約も含めてチェックをということでございますので、そのとおりだと思っております。今後気をつけたいと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 起債の件ですが、当初は起債率を若干低く見たりしておりましたので、事業が本格化して、どこが起債可能かというのを見て起債しておりますので、当初予定よりは借入額は多くなる見込みになっております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 皆さんの質問で大体概要が分かったような気がしているのですけれども、2点だけ。1つは排水路の件で県との協議、内諾もいただいていたけれども、最終的に駄目になったということですが、それが工事費やいろいろに影響しているようだけれども、最終的にどういうことで駄目になったのかだけ、参考までに教えていただきたいと思います。

それから入札の仕方、デザインビルド方式とかということではなくて、入札の方法で、例えば先ほど病院事業管理者のほうから一番の高い状況というか、そういうところを見込んで入札にかけているので、そこで何とかとどまっているというような雰囲気の話だったかと思うのです。入札をやる場合は、財政課の契約係も一緒になって相談してやると思うのですけれども、例えば賃金などは本当に今上がっていますから、そういう意味では、普通の契約であれば、そ

ういう増工があつてしかるべきだと思つたのです。出す段階でのそういうスタンスの差みたいなのが——市の発注でちょっと考えにくいのですが、そういう部分があつて出る契約もあれば、出ない契約もあるということなのではないでしょうか、その確認だけお願いしたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 県道への排水協議についてでございます。担当者レベルではおおむねよかろうという話であつたと聞いておりますが、決済を受ける段で、やはり県のほうから駄目だという答えが来たというところまでしか把握しておりません。

○議 長 総務部長。

○総務部長 入札制度に違いがあるというわけではないです。出したタイミングですとか、そのときの社会情勢にもよるのだと思います。そういった中で、タイミングによっては物価が急激に上がってしまった、人件費が急激に上がってしまったというタイミングに出てしまった工事というものは、こういったことが——この工事だけではありません。そういったいろいろな不測の事態も含めてあるのだと思います。なので、そういったときに備えて、受注者側もこういう要因で、この工事はこういう状況になつていますという協議ができることになつておりますので、それに基づいて協議をして、正しいものについては価格の変更契約ということになるのではないかと考えております。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 先ほど答弁の中で、物価上昇を見込むような表現があつたかもしれませんがけれども決して見込んでいたのではなくて、将来分かりませんが、その現時点におけるアップ・ツー・デートのその状況を踏まえた価格をきちんと情報入手してやるということでありまして、それはどこでもそうでしょうけれども、私どもにもコンサルはいますし、それからいろいろな業者がおりますし、財政課もおりますので、そういうふうな諸般の状況を全部踏まえて、そしてその決断する時点での価格で入札に及んだということで、幸いそれ以降、激しい物価の上昇があまり起きなかつたようであります。これから分かりませんが、

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 入札の関係については、今ほどの病院事業管理者の答弁で了解いたしました。

県のほうですが、そこまでというのですけれども、そこへやろうとして駄目で、これだけのお金がかつたのですから、何で駄目かというのはあると思つたのです。そこを聞いていないというのがちょっと理解できないのですが。原因——何で駄目かも分からないけれども、分かりましたという話になつたのかどうか。そこだけ、ちょっとはつきりしなかつたものですからお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 同じような答弁になるかもしれませんが、理由までは、聞いているかもしれませんが、私が今、把握しておりません。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 しつこいようで、すみません。これまでの質疑を聞いていて、要求水準書は満たしていたけれども、設計確認の段階で駄目と言われたというふうな理解をしているのですが、それで間違いはない。そうであったとしたら、その要求水準書自体に欠陥があったということだったのかそうでないのか。そこをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

もう一つは、総務文教委員会で統合給食センターのことがあってこの資料にもあるのですが、その答弁の中で、当初設計の中に入っていなかった排水施設関連など、幾つかやむを得ない事情で増額となる部分もあるという答弁があるのです。費用の増加は考えられるかという質問に対して、そういう答弁がされていたのですが、この答弁を見る限りではこれほどの増額があるとはとても想像できるような答弁ではなかったのです。それで出てきたら5億円近い増額になるということだったので、先ほどもありましたけれども、それほどの増額をこのぎりぎりのところでされたということは、あまりにも意外だと思っているのですが、そのところ、改めて認識というかをお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目、要求水準書は欠陥があったのではないかとということでもありますけれども、それについては欠陥はなかったと思います。要求水準書にないことが起きてきたので、今日のこれがあるわけなので、そちらについては、ないとお答えするしかないかと思います。

あと、総務文教委員会の中の説明のニュアンスだと、こんなに多いとは思わなかったというところでもあります。総務文教委員会の中では、確かに排水施設の工事が変更になるので、そこが変更があるという答弁をさせていただきました。あとその他については、まさに総務文教委員会の時期がちょうど精査をしていた時期ということで、ほかのものについては、まだその日には詳しく説明ができる状態ではなかったということでご理解いただければと思います。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 聞いたのは、要求水準書になかったことが起きたので、今回のことになっているということであれば、要求水準書になかったことが起きたということは、要求水準書に欠陥があったのではないかと捉えてしまったのですけれども、そうではないということなのでしょう。要求水準書はあくまでもきちんとしたものだったけれども、そういうものであっても地域振興局の確認の段階で、これでは不十分で駄目ですと言われたということ、そこがよく理解できないのです。

総務文教委員会でその後に精査した結果、こういう金額になったということだったのですが、そこまで上がっているのであれば、やはり当日こういう形で出していただくのではなくて、やはり先ほどから皆さんも言っていますが、事前にきちんとした説明があつてしかるべきだとやはり私も思って、皆さんもそれを求めていると思うのですが、そのところはどうかという認識を改めて聞かせてもらったのですけれども、また再度よろしくをお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 要求水準書についてです。見ていただければ分かると思うのですけれども、ほ

かの同規模の施設等も調査して、こういうものを造ってほしいという、簡単に言うとそういうものが要求水準書なので、細かいところまでここに書き切れるかという、なかなかそれは難しいと思います。先ほどの鈴木議員への答弁にもありましたけれども、設計の段になって出てくる問題とかが当然あるので、そういうところは要求水準書には記載がないというか、その後に出てきた問題というところは致し方ないのかと思っています。全てが要求水準書でカバーできて、絶対そこで収まるというところが理想なのでしょうけれども、そういかないのが現実というか、それが絶対外へ出ないということになれば、それは設計書のもうレベルにならないと難しいのではないかと思います。

続いて、総務文教委員会的时候了。その時点でもう少し、全部ではなくても、今日のこの議案に出ている半分も説明ができればよかったのかと、今思えばそう思いますけれども、ちょっとその用意がなかったというところをご容赦いただきたいと思います。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1点だけ。いろいろこの継続費で議論になっていますが、こういう形で過去に当初予算22億円がここで4億8,000万円以上増えているわけです。率にすると21.6%、とんでもない金額が、こういう形で継続費補正ということで変更になったような事例が今まであるのでしょうか。私はちょっと考えられないのですが、その辺教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 20年間、過去に遡ってという記憶はちょっと分かりませんが、経験している限り、過去にはないです。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 そうだとすると、これは1つの議案として諮ってもらうような中身ではないのでしょうか。継続費の増額なんていうことで済まされることではないと思うのですが、これは答弁なのでできないかもしれませんが、ぜひそういうふうな扱いにするべきだったのではないかと私は思いますが、どうですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 変更契約でもありませんし、議案としてはこのような形で出すしかないということです。あらかじめどのような形で議員の方々と情報共有ができたのかと考えますと、金額のことでは事前協議になってしまうのでなかなか難しいと思いますので、現状こういった工事が新しい工事としてありますとか、そういった情報共有というものをもっときちんと前もってやっておけば、こういった場においても、そういったものにもう少し理解していただけたのかと考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君　それでは、第3号議案　令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号）に対して未来創政会を代表しまして、反対討論に参加いたします。

質問のときにも私は申し上げたとおり、この補正予算全体で見たら、反対するべきところはそれほどないわけです。今回、反対せざるを得ない部分は、今回の継続費の補正の部分です。継続費の補正といえども、基本的には子供たちに学校給食を提供する施設の建設に関して本来であれば反対する理由がない。本来であればという言葉で逸脱せざるを得ない理由があったわけです。

その理由は、先ほどから何名もの議員が質問しているとおり、プロセスに問題があった。そのプロセスの説明をこれまで過去にない額の継続費の補正をするにもかかわらず、段々少なくなっていく、もともと10年前、20年前に比べて圧倒的に少なくなっている我々議員に対して、20年間、過去にないような補正額を提示しているわけです。それにもかかわらず説明が足りていないという部分に関して、議会が少し軽く見られているのではないかという点に関して、とても遺憾に思う次第でございます。

特に積算根拠の部分を資料があるにもかかわらず我々に提示しなかったということが、今回のこのような長時間にわたる質問と答弁を繰り返したこの議案の審議に一番影響を出しているという点。この点を今後改善していただきたいという意味も込めまして、今のままでは納得がいかないという意味で、継続費の部分に本来であれば修正案を我々も提示するべきではあるのですが、この資料が出てきたのが先ほどで、この時間帯で修正案をつくって、議会運営委員会で決めていた会期日程を変更してまでやらざるを得ないというところに、我々としては残された選択肢はこの議案に反対するといったところが一番妥当なのかと考えております。

修正案を出すにしても、我々ももっと賃金の部分で精査をしなければいけないのです。先ほどの質問の中でも、上がった賃金の中に経費が含まれるかどうかという中で経費も含めるような答弁をいただいているとなると、ではどこにどんな経費が潜んでいて、その経費がどのような影響を及ぼして最終的にこの金額になったのかという精査を、今の与えられた時間の中で我々が処理できるだけの猶予はないのです。そういったことも含めて、この過程はもっと大事にするべきであり、これが我々が唯一反対せざるを得ない理由なわけです。

本来の意思とは反して、我々も今回は反対せざるを得ないということを理解していただいた上で、この最終的な結果を見届けたいと思います。私は会派を代表してここに来ておりますが、この反対と**言った**意思を受け止めていただきたいと思って、終わりたいと思います。

以上です。

○議　長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君　南魚みらいクラブを代表しまして、第3号議案　令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号）に、賛成の立場で討論に参加いたします。当初予算に関連する議案でありますので、慎重に、また責任を持って討論に参加いたします。

資料をいただきましたが、前もって想定できなかったかという部分は若干ありますが、おおむね理解するものでありました。また、入札時の感情論はこの場合、この場では捨てなくてはならないと、このように思っております。

最近の物価高騰に対応するため、令和6年度に改正された新・担い手3法というものがございます。この新法は契約前のルールに加え、契約後のルールも記載されており、物価、資材高騰や工事の追加等が顕在化した場合は、発注側が誠実に協議に応じなければならないということを求めています。もしこのまま工事を継続した場合、工事のクオリティーが担保されない。また、修繕や追加工事が繰り返されることになれば、結果的に将来的な負担を市民にお願いするようなことにもなりかねないと思います。これは今後の全ての事業、また業者に関わることなので、前向きにこの法律等を鑑みたく中で、皆さんに判断していただきたいと考えております。

また、もし反対という立場の議員がおられれば、政治的な立場が違うところとどういった接点を持って賛同・反対で一致するのかというところもありますので、ここは皆さんが真剣に考えていただいて、この賛同をお願いして討論を終わりたいと思います。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第3号議案 令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を18時30分といたします。

〔午後6時12分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後6時29分〕

○議 長 日程第9、第4号議案 令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第4号議案 令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、県の特別交付金の額の確定及び決算見込みによる職員給与費の減額などによるものです。

主な内容といたしましては、歳入では、県補助金の特別交付金について、直営診療施設への補助金確定に伴い 154 万円を増額し、一般会計繰入金の人件費分を見込みにより 400 万円減額するというものです。

歳出では、職員給与費について、人事異動等に伴う執行見込みにより 400 万円を減額し、諸支出金の直営診療施設勘定繰出金に補助金の確定により 154 万円を計上するものです。

以上によりまして、歳入歳出予算からそれぞれ 202 万 5,000 円を減額し、総額を 53 億 9,098 万 9,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議いただき、決定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、事項別明細書でご説明いたします。8 ページ、9 ページの歳入をお願いします。

最初の表、3 款 1 項県補助金の 1 目保険給付費等交付金。説明欄の特別交付金 154 万円は、直営診療施設である市民病院、大和診療所の医師確保等に要する費用や、医療器械の更新に対する補助分で、交付金の確定に伴う増です。これらは歳出で病院事業会計に繰り出すものです。

次の、4 款 1 項 1 目利子及び配当金。支払準備基金利子 4 万円は、確定分の利子を基金に積み立てるものです。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節保険基盤安定繰入金は、算定額の確定により、合わせて 120 万円の増額。

2 節その他一般会計繰入金の説明欄、未就学児均等割保険料繰入金は、額の確定により減額。人件費繰入金は、職員の勤務実績見込みによる減額。産前産後保険料繰入金も、額の確定により減額。

続いて 10 ページ、11 ページ、歳出です。最初の表、1 款 1 項 1 目一般管理費。職員給与費は、人件費の見込みによる減です。

次の、5 款 1 項 1 目支払準備基金積立金。こちらも先ほど説明しました運用利子を基金に積み立てるものです。

次の、7 款 2 項 1 目直営診療施設勘定繰出金は、病院事業会計への繰出金で、額の確定により 154 万円の増です。

最後の表、8 款 1 項 1 目予備費は、調整による増額であります。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第4号議案 令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第5号議案 令和6年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第5号議案であります。令和6年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収入見込みに基づく保険料収入の増及び人件費の不足見込額を増額するものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料は、調定額及び収納状況からの見込みとして、現年度分の特別徴収保険料を2,794万4,000円減額、普通徴収保険料を3,073万4,000円増額し、滞納繰越分の普通徴収保険料を65万5,000円増額しました。また、一般会計繰入金の人件費繰入金は、不足見込みの44万円を増額いたしました。

歳出では、人事異動に伴う職員手当等の不足により職員給与費に44万円を増額し、保険料の歳入見込みに合わせて後期高齢者医療広域連合への納付金に344万5,000円を増額しております。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ388万5,000円を追加し、総額を7億6,777万7,000円としたいものであります。よろしくご審議をいただき、決定いただきますようお願いいたします。部長からの説明は省略いたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけ、ちょっとどうかと思っているところがあるので、9ページの歳入です。特別徴収保険料ですが、これは実績がこうなったといえればそれまでなのですが、当初予算から2,700万円減っていますよね。国民健康保険から後期高齢者医療制度に移ってくれば、何となく特別徴収のほうが増えるかという思いがするのですが、逆に特別徴収が減って、普通徴収が増えているあたりの中身というか、そこを少し教えていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 この関係ですけれども、要因が大体2つくらいありまして、1つには、

ちょうど後期高齢者に移行されるタイミングのところで、なりたての方というのは、即年金からの天引き——特別徴収が最初どうしてもできなくて、それで大体半年近くになりましょうか、普通徴収でいただかなければいけない期間というのがどうしても出るのです。それがちょうど今移行される方が多いというようなこともあって、多めに普通徴収側になる人が少し——最初のタイミングですけれども、そういう方がいらっしゃるという要因が1つ。

もう一つは、大概の方は特別徴収で年金からの天引きで全てできる方は多いのですけれども、年金から天引きでいただく額がその方の年金額のある程度の割合を上回ってしまうと、その場合には引き過ぎといたしますか、引き過ぎにならないように、特別徴収をしないで全額が普通徴収になってしまうということがあるのです。これは年金から介護保険料と後期高齢者医療保険料の両方引かなければいけない関係で、どうしても額をあまり引き過ぎないようにという配慮だと思っておりますが、そういう関係で、特に最近そこで引き切れないという方——大体半分なのですけれども、それを上回っては引かないようにということが制度になっていますので、その関係でどうしても普通徴収になってしまう方がちょっと多くなっているということになっております。

以上です。

〔「分かりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第5号議案 令和6年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、第6号議案 令和6年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第6号議案 令和6年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳出では、人事異動に伴う給与費の不用額が見込まれるため職員給与費を減額し、介護報酬改定によるシステム改修のための運営費を増額するものであ

ります。

歳入では、令和5年度介護認定審査会の負担金の確定により、湯沢町委託負担金及び人件費の見込みにより人件費繰入金を減額、並びにシステム改修事業補助金及び事務費繰入金を増額するというものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算からそれぞれ1,126万円7,000円を減額し、総額を73億7,848万5,000円としたいものであります。よろしくご審議いただきまして、決定をいただきますようお願いいたします。なお、部長からの説明は省略いたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第6号議案 令和6年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、第7号議案 令和6年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第7号議案、令和6年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出において、収入では当直医の確保に係る国保直診施設交付金や看護補助者の確保など、医師の働き方改革に係る県補助金及び解散した旧社会福祉法人からのご寄附の受贈に係る収益など、既決予算との増減を調整する一方で、支出では、決算見込みにより、材料費、経費の増減を補正したいというものであります。

また、資本的収入及び支出において、収入では、医療機器更新に係る国民健康保険調整交付金の内示によりまして既決予算を調製。支出では、在宅療養支援センターの運営開始に伴う改

修工事費及び設備備品の購入費を補正するものであります。

なお、令和6年11月から大和病院は大和地域包括医療センターへと機能を転換していますので、ここでの説明は第1款について大和地域包括医療センター事業とさせていただきたいと思っております。

そして、収益的収支の収入につきましては、大和地域包括医療センター事業収益を92万5,000円減額し、市民病院事業収益を3,240万6,000円増額し、収入総額を63億1,148万2,000円としたいものであります。

支出につきましては、大和地域包括医療センター事業費用を250万円減額、市民病院事業費用を7,300万円増額し、支出総額を67億1,520万2,000円としたいものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入では、大和地域包括医療センター事業資本的収入を32万9,000円増額し、両事業を合わせた収入総額を18億2,312万8,000円としたいものであります。

支出では、市民病院事業資本的支出を518万円増額し、両事業を合わせた支出総額を20億3,740万5,000円としたいものであります。

詳細につきましては、病院事業経営管理部長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 病院事業経営管理部長。

○病院事業経営管理部長 提案理由をご説明申し上げます。

それでは、1ページをご覧ください。第1条は総則となります。第2条の収益的収入及び支出の補正、並びに第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、実施計画明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。収益的収入及び支出についてであります。まず、収入につきましては、1款大和地域包括医療センター事業収益では、3項医業外収益、1目他会計補助金。2節国保会計補助金におきまして、非常勤医師による宿日直の実績等により、国保直診施設特別調整交付金を92万円減額し、総額13億2,338万5,000円といたしました。

2款市民病院事業収益では、3項医業外収益、2目他会計補助金、2節国保会計補助金におきまして、非常勤医師による宿日直の実績等により、国保直診施設特別調整交付金を213万円増額。3目県補助金、1節県補助金におきまして、医師の働き方改革に伴う看護補助者の雇用などにより、1,335万円増額し、5目その他医業外収益、4節寄附金におきまして、解散しました旧社会福祉法人泉の会からの寄附金1,692万円を計上いたしました。

以上により、2款市民病院事業収益を……（「マイクが……」「ちょっと待ってください」と叫ぶ者あり）

○議 長 マイクが切れたみたいです。

〔「今度はずいた」と叫ぶ者あり〕

○病院事業経営管理部長 以上により、2款市民病院事業収益を3,240万円増額し、総額49

億8,809万7,000円といたしました。

10 ページ、11 ページをご覧ください。続いて支出についてであります。支出につきましては、1 款大和地域包括医療センター事業費用において、1 項医業費用、3 目経費では、医事業務委託を市民病院との組替えにより、15 節委託料を250万円減額し、1 款大和地域包括医療センター事業費用の総額を13億7,656万5,000円といたしました。

2 款市民病院事業費用において、1 項医業費用、2 目材料費におきまして、入院患者の増及び抗がん剤など高額な薬品の使用の増に伴い、1 節薬品費を8,000万円増額する一方、回復期の入院患者が増えていることに伴い、2 節診療材料費は3,000万円減額。

3 目経費におきまして、在宅療養支援センターの運営開始に伴い、6 節消耗備品費、11 節修繕費をそれぞれ100万円増額とし、紹介業者の仲介による診療放射線技師の採用に伴い、14 節手数料を100万円増額。16 節委託料では、医事業務の大和地域包括医療センターとの組替えにより250万円増額。また、入院患者数の増に伴い、給食業務委託料、検査委託料、クリーニング委託料及び産業廃棄物委託料がそれぞれ増となり、医療機器の老朽化及び数量の増に伴い、その他医療機器保守委託料が520万円増額。大和診療所で使用していた機器移設や在宅療養支援センターの警備、消防設備点検など、その他委託料を600万円増額とし、16 節委託料を2,000万円増額といたしました。

以上により、2 款市民病院事業費用を7,300万円増額し、総額53億3,863万7,000円といたしました。

12 ページ、13 ページをご覧ください。資本的収入及び支出であります。収入において、1 款大和地域包括医療センター事業資本的収入では、2 項繰入金、1 目他会計繰入金、2 節国保会計繰入金におきまして、滅菌装置の更新に伴う国民健康保険調整交付金の交付決定に伴い32万円増額し、総額9,165万3,000円といたしました。

下段の表、支出において、2 款市民病院事業資本的支出では、1 項建設改良費、1 目建設工事費、1 節工事請負費におきまして、在宅療養支援センターの運営開始に伴う空調機器改修工事及びネットワーク工事などで418万円増額。3 目医療器械等購入費、1 節医療器械等購入費では、電話システム等の設備備品の購入に伴い100万円増額いたしました。

以上により、2 款市民病院事業資本的支出を518万円増額し、総額19億744万7,000円といたしました。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額、2億1,427万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

6 ページ、7 ページに戻っていただきまして、予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、期末資金残高を3億1,131万7,000円としております。

2 ページに戻っていただきまして、第4条の債務負担行為の補正につきましては、給食業務委託の限度額を456万8,000円増額して、1億6,943万2,000円とし、第5条の他会計からの補助金の補正につきましては、予算第10条中、一般会計からこの会計への補助を121万4,000円増額して、7億6,461万円に改めたいものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第7号議案 令和6年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第8号議案 令和6年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第8号議案であります。令和6年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、制度拡充に伴う一般会計からの補助金の増額、そして事業運営に必要な出資金の増額を行うものであります。

収益的収入の営業外収益に、補助金88万2,000円を増額いたしました。これは令和6年度公営企業操出基準の拡充により災害応援に要した経費——これは能登半島地震での羽咋市それから津幡町への私どもの応援業務です——これが交付税対象になったというもので、これにより純利益は6,792万円になるものであります。

資本的収入に、一般会計からの出資金1億円を増額いたしました。当事業の大きな課題となっております運転資金が年度末に不足が見込まれるということから、資金を緊急的に一時追加し今後の事業経営の安定化を図りたいものであります。

現在、第3期の改定経営戦略を作成しております——下水道においてです。運転資金の推移を最重要項目と捉えまして、投資・財政計画の見直しを行っているところであります。年度末の上下水道審議委員会にお諮りし、完成後、公表する見込みであります。

以上、よろしくご審議いただきまして、決定を賜りますようお願いいたします。上下水道部長の説明は省略いたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第8号議案 令和6年度南魚沼市下水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第25号議案 南魚沼市の医療資源の再編に伴う在宅療養支援の強化のための関係条例の整理についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

病院事業経営管理部長。

○病院事業経営管理部長 第25号議案 南魚沼市の医療資源の再編に伴う在宅療養支援の強化のための関係条例の整理について、提案理由を申し上げます。

本条例案につきましては、南魚沼市における医療の再々編の第2弾として、在宅療養を支援する拠点として現在南魚沼市民病院にある訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所の機能を1か所に集約した南魚沼市民病院附属の在宅療養支援センターを新たに西泉田地区内に開設するとともに、大和地域包括医療センターにあるゆきぐに大和訪問看護ステーションとゆきぐに大和ホームケアステーションも含め、在宅療養支援部署の管理責任者が病院事業にあることの明確化と在宅療養の支援強化を図るものです。

また、令和7年4月から新たに勤務される医師の診療に関する診療科目を加えるために、関係する条例の一部改正及び廃止するための条例を制定したいものであります。

開設する条例について、新旧対照表でご説明いたします。3ページをご覧ください。

第1条関係、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、南魚沼市民病院の附属機関として、第1条第2項の表において、(2)附属石打丸山スキー診療所の項の次に(3)附属在宅療養支援センターの項を加え、その組織として、南魚沼市訪問看護ステーション、南魚沼市居宅介護支援事業所、南魚沼市訪問介護事業所を表記し、また、(1)ゆきぐに大和診療所の項にゆきぐに大和訪問看護ステーション及びゆきぐに大和ホームケアステーションを加えるものです。

3ページの下段の表、第2条関係、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につ

きまして、4ページに移っていただき、令和7年4月から新たに勤務する医師の診療科目として、血液内科及び緩和ケア内科を加えるものです。

第3条関係、南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正につきまして、先ほどご説明いたしました、第1条関係、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例において、居宅介護支援事業所を病院事業の附属機関として明記することから、題名を南魚沼市介護予防支援事業に関する条例に改めます。第1条において、「居宅介護支援事業及び」を削り、第2条では、「次に掲げる事業」を「法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業」に改め、同条の各号を削ります。第3条では、第2条第1号に規定する事業所の名称及び位置を規定する第1項を削除し、第2項を第1項とし、前条第2号を前条に改め、第4条では、第2条各号を、第2条に改めるものです。

続いて5ページ、第4条関係、南魚沼市訪問看護事業の設置等に関する条例につきまして、先ほどご説明した第1条関係、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例において、病院事業を行う附属機関として、南魚沼市訪問看護ステーション及びゆきぐに大和訪問看護ステーションを明記することから、当該条例を廃止するものです。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、本条例の施行日は令和7年3月3日とし、第2条の規定については、令和7年4月1日としたいものであります。

以上で、第25号議案の説明は終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第25号議案 南魚沼市の医療資源の再編に伴う在宅療養支援の強化のための関係条例の整理については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会義は、明日3月4日火曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。

大変ご苦労さまでした。

[午後 7 時 04 分]